

令和5年第7回熊野町議会全員協議会

会議録

1. 招集年月日 令和5年11月24日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 令和5年11月24日

~~~~~  
4. 出席議員（14名）

|           |          |
|-----------|----------|
| 1番 藤本健太   | 2番 世良将生  |
| 3番 水原耕一   | 4番 福垣内邦治 |
| 5番 光本一也   | 6番 中島数宜  |
| 7番 尺田耕平   | 8番 竹爪憲吾  |
| 9番 沖田ゆかり  | 10番 片川学  |
| 11番 民法正則  | 12番 荒瀧穂積 |
| 13番 大瀬戸宏樹 | 14番 時光良造 |

~~~~~  
5. 欠席議員（0名）

~~~~~  
6. 説明のため出席した者の職氏名

【総務部】

（1）第6次行政改革大綱の進捗状況について（報告）

（2）筆の里工房周辺整備事業について（協議）

（3）筆の里工房の指定管理者の指定について（協議）

|        |       |
|--------|-------|
| 町長     | 三村裕史  |
| 副町長    | 岩田秀次  |
| 教育長    | 平岡弘資  |
| 総務部長   | 西村隆雄  |
| 住民生活部長 | 西川伸一郎 |
| 健康福祉部長 | 時光良弘  |
| 建設農林部長 | 堂森憲治  |

|         |       |
|---------|-------|
| 総務部次長   | 西岡隆司  |
| 建設農林部次長 | 宗像雅充  |
| 財務課長    | 多久見良数 |
| 産業観光課長  | 近藤光宏  |
| 都市整備課長  | 渡部貴幸  |
| 総務課課長補佐 | 石田裕   |
| 産業観光課主査 | 荒谷大祐  |
| 都市整備課主査 | 寶澤徹   |

【住民生活部】

- (4) 熊野町地域防災計画の見直しについて（協議）
- (5) 熊野町国民保護計画の見直しについて（協議）
- (6) 熊野町国民健康保険制度について（報告）
- (7) 熊野町地域公共交通計画の策定について（協議）

|         |       |
|---------|-------|
| 町長      | 三村裕史  |
| 副町長     | 岩田秀次  |
| 教育長     | 平岡弘資  |
| 住民生活部長  | 西川伸一郎 |
| 総務部長    | 西村隆雄  |
| 建設農林部長  | 堂森憲治  |
| 住民生活部次長 | 福嶋春樹  |
| 総務部次長   | 西岡隆司  |
| 建設農林部次長 | 宗像雅充  |
| 防災安全課長  | 花岡秀城  |
| 生活環境課長  | 熊野孝則  |
| 都市整備課長  | 渡部貴幸  |
| 財務課長    | 多久見良数 |

【建設農林部】

- (8) 熊野町立地適正化計画の策定について（協議）

|     |      |
|-----|------|
| 町長  | 三村裕史 |
| 副町長 | 岩田秀次 |

|               |           |
|---------------|-----------|
| 教 育 長         | 平 岡 弘 資   |
| 建 設 農 林 部 長   | 堂 森 憲 治   |
| 住 民 生 活 部 長   | 西 川 伸 一 郎 |
| 総 務 部 長       | 西 村 隆 雄   |
| 建 設 農 林 部 次 長 | 宗 像 雅 充   |
| 住 民 生 活 部 次 長 | 福 嶋 春 樹   |
| 総 務 部 次 長     | 西 岡 隆 司   |
| 都 市 整 備 課 長   | 渡 部 貴 幸   |
| 生 活 環 境 課 長   | 熊 野 孝 則   |
| 財 務 課 長       | 多 久 見 良 数 |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 榎 並 正 和 |
|-------------|---------|

~~~~~○~~~~~

8. 案件

【総務部】

- (1) 第6次行政改革大綱の進捗状況について（報告）
- (2) 筆の里工房周辺整備事業について（協議）
- (3) 筆の里工房の指定管理者の指定について（協議）

【住民生活部】

- (4) 熊野町地域防災計画の見直しについて（協議）
- (5) 熊野町国民保護計画の見直しについて（協議）
- (6) 熊野町国民健康保険制度について（報告）
- (7) 熊野町公共交通計画の策定について（協議）

【建設農林部】

- (8) 熊野町立地適正化計画の策定について（協議）

【議会】

- (9) その他

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9 時 2 9 分)

○議長 (時光) 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方、執行部の皆様方におかれましては、お忙しい中、全員協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の全員協議会では、執行部から協議案件 6 件、報告案件 2 件について、それぞれ説明を受けることとし、後ほど議会からの案件について御協議いただきたいと思ひます。

それでは、皆様から様々な御意見をいただきながら円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申し出がありましたので、これを受けたいと思ひます。

それでは、三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長 (三村) 皆さん、おはようございます。

大変お忙しいところ、御参集いただき、誠にありがとうございます。

まず、本日の提出案件の御説明の前に、11月2日に閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策における重点支援地方交付金について、概要を説明させていただきます。

本事業につきましては、低所得者世帯支給枠を追加的に拡大するとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するものとされております。低所得者世帯枠の追加拡大につきましては、本年、1世帯当たり3万円の支援を行ってまいりましたが、今回、1世帯当たり7万円を追加支援するものとされ、さらに生活者や事業者への支援につきましても検討を求められておるものでございます。

こうした経済対策はできるだけ速やかに支援策を講じることが求められますことから、今後、国の予算が成立しましたら、早急に町における予算化に向けて取り組む所存でございます。議員の皆様方におかれましては、何とぞ御理解、御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

さて、本日はお手元の全員協議会協議等案件のとおり、報告案件2件と協議案件6件を御説明させていただきます。多くの案件を御協議いただくこととなりますが、議員の皆様方におかれましては、町施策への御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうかよろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） それでは、早速、協議会に移ります。

報告案件、第6次行政改革大綱実施計画の進捗状況について、執行部から説明を受けたいと思います。

西村総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西村） それでは、令和4年度の第6次行政改革大綱の取組状況につきまして、御説明をさせていただきます。

資料といたしまして、資料1-1の「第6次熊野町行政改革大綱の進捗状況について」、次に冊子となっております資料1-2「第6次熊野町行政改革大綱実施計画、令和3年度から令和7年度」、そして資料1-3「熊野町行政改革懇談会の答申書」をお配りしております。

まず、第6次熊野町行政改革大綱実施計画の令和4年度の取組について御説明をさせていただきますが、詳細な実績につきましては資料1-2の冊子となります。この中から主立ったものを取りまとめた資料1-1により説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

令和3年度から取り組んでおります第6次の行政改革大綱実施計画におきましては、全部で64の具体的な取組項目を設定しております。「基本施策1、町民参画の推進」につきましては8項目、「基本施策2、効率的・効果的な行政運営の推進」では36項目、「基本施策3、スマート自治体の体制整備」については12項目、「基本施策4、広域連携の推進」については8項目でございます。まず、全体の取組状況から見ますと、全64項目のうち54項目について目標達成、割合といたしましては84.3%の達成率であり、おおむね目標値は達成された状況にあると認識をしております。

下の表の左から「基本施策」、「具体的施策と取組項目」とし、その取組項目のうち、目標値を超える取組・進捗があったものと目標値に至らなかったものを一番右端の特記の欄にそれぞれ記載をしております。

まず、表の青色の部分、「基本施策1、町民参画の推進」については、8つの取組項目のうち、目標値以上となった取組が2つ、目標値に至らなかったものが1つございました。目標値以上となった取組は、⑤まちづくり協働事業の推進と、⑦パブリックコメ

ントの実施でございます。取組項目⑤につきましては、令和4年度において設定した5団体への支援の目標に対し7団体に対して実施することができました。取組番号⑦のパブリックコメントについては、令和4年度ではその対象となる案件がなかったため実績は0件でしたが、この取組の目標値は令和4年度までの累計で2件に設定をしているため、令和3年度実績の3件をもとに目標値以上の進捗となっております。

目標に至らなかった取組項目③は、観光まちづくりを通じて地域課題に主体的に取り組む将来の地域リーダー候補を育成することを目的とした「熊野みらいLABO（ラボ）」の立ち上げを行い、住民主体の観光まちづくりに向けた基盤の整備を行ってきておりますが、町内の産業・観光関係の団体との連携を図るまでには至っていない状況のため、目標に至らないこととなりました。次年度以降取組としましては、LABOの活動の持続化と県内各種団体との連携により、シビックプライドの育成に向けた協力体制づくりを図っていくこととしております。

続きまして、緑色の部分、「基本施策2、効率的・効果的な行財政運営の推進」でございます。36項目のうち、目標値以上となった取組が8つ、目標に至らなかったものが7つでございます。ここで、申し訳ありません。この数値に誤りがございましたので、訂正をお願いしたいと思うんですけども、目標値以上となった取組8つのうち、⑥の後期高齢者医療の収納率でございますが、矢印の右側、実績のところ、99.99%の収納率としておりますが、実際は99.77%でございます。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

それでは、改めまして、目標値以上の進捗があったもの8つの取組については、主に税や料の収納に関するもので、その理由といたしましては、スマートフォンを利用した決済納付の啓発や滞納整理システムの活用による滞納整理件数の増加により、収納率が向上した、目標値以上の進捗を達成したものでございます。

目標に至らなかった7つの取組の一つ目、取組項目⑫につきましては、令和4年度を取組内容として、町有地の未利用地の調査を挙げておりましたが、昨年度同様に、過去に行った実績調査の再確認にとどまりましたので、目標値以下と評価を行ったものでございます。

取組項目⑭につきましては、令和4年度を取組内容として、町民1人当たりの起債残高を19万円と掲げておりましたが、災害予防に係る地方債発行が増となり起債残高も増加したため、実績としては20万円となりましたので、目標値以下の評価を行ったも

のでございます。今年度におきましては、災害防災に係る地方債の発行により、さらに起債残高が微増になる見込みですが、今後の執行に注視し、計画的な財政運営を行うこととしております。

取組項目⑰につきましては、オンラインでの研修、会議の参加については定着化してきており、必要な場合のみの旅費の支出を行っております。特別旅費、県外出張旅費の支給方法の検討につきましては、引き続き、さらなる情報収集を行い、近隣市町の動向も踏まえながら適切な方法を検討していくこととしております。

取組項目⑲につきましては、第5次定員適正化計画に定める職員数の確保に向けて採用を行いましたが、前年に引き続き予定外の退職者が多く、採用数を上回ったため、目標値以下との評価を行ったものでございます。今年度以降におきましては、こうした退職の状況を踏まえた職員の確保を検討することとしております。

取組項目⑳につきましては、予算編成に際し、新たな削減手法の提案ができなかったため目標値以下の評価としたものでございます。今後においても、各課の予算ヒアリングで具体的な削減事項を協議・提案しながら、経費削減の意識改革に取り組んでいくこととしております。

取組項目㉑につきましては、職員における適正なワーク・ライフ・バランスのため、休暇取得の啓発をしてまいりましたが、目標値以下の結果となったものでございます。今年度においても引き続き啓発を行うとともに、休暇取得しやすい環境の整備について検討を行うこととしております。

取組項目㉒につきましては、毎年度行っております職員の人事評価の結果について、令和4年12月の勤勉手当の支給から反映させることとしておりましたが、職員組合との協議調整の上、令和5年6月からの反映開始となったため、目標値以下の結果となったものでございます。今年度におきましては、職員の人事評価制度の理解を深めるとともに、評価の活用範囲の拡大に向けて仕組みづくりに取り組むこととしております。

次のページに移りまして、黄色の部分、「基本施策3、スマート自治体への体制整備」でございます。12の取組項目のうち、目標値以上となった取組が2つ、目標値に至らないものは1つでございました。

目標値以上となった取組は、⑤テレワーク等の推進と、⑫行政情報の積極的な提供でございます。取組項目⑤につきましては、令和4年度においては全職員の10%の利用率を目標としましたが、20.5%の職員がテレワークを体験した実績となりました。

テレワークにつきましては、国からも新しい働き方の一つとして取組の推進が求められておりますが、こうした勤務形態が可能な課や職員においては、テレワークが根づいてきているものと考えております。

続いて、取組項目⑫につきましては、令和4年度においてはインスタグラムでの情報発信や公式LINEで熊野町に関する各種情報を発信しており、既存のホームページでの公開コンテンツ数と合わせて目標値を大きく上回った実績となりました。件数の内訳といたしましては、インスタグラム投稿件数138、熊野町公式LINE投稿件数2,500、こふでりんLINE投稿件数28、ホームページ公開件数1,213でございます。

目標に至らなかった取組項目⑦につきましては、保存文書は庁舎内の所定の場所に一定期間保管後、順次、期限を過ぎたものから廃棄をしておりますが、年度によって保存数と廃棄数にばらつきがあり、令和4年度においても、廃棄数より保存数が上回る結果となりました。今後は、保存・廃棄の基準を職員に周知するとともに、紙媒体での保存量を減らす取組もDX推進担当課と協力して進めてまいります。

続きまして、オレンジ色の部分、「基本施策4、広域連携の推進」につきましては、8つの取組項目のうち、目標以上となった取組が1つ、目標に至らなかったものが1つございました。

目標値以上となった取組は、①広域連携の推進で、令和4年度において設定した60の連携事業に対して71の事業について連携を行う実績となりました。この広域連携については、熊野町は現在、広域的に連携して事業を実施する2つの組織に所属しており、令和4年度においては、広島市を事務局とした広島広域都市圏においては45事業、呉市を事務局とした広島中央地域連携中枢都市圏においては26事業で連携を行うこととなっております。

目標に至らなかった取組は、⑦豊島区との連携でございます。東京都の特別区と広島県町村会が連携を結んだ特別区連携プロジェクトにおいて、東京都豊島区と熊野町は平成29年度から、産業、文化、芸術など様々な分野での新たな連携について積極的に検討し、双方の地域活性化につなげる取組を推進しております。その一環として、桜の品種「ソメイヨシノ」の発祥地でもある豊島区から桜を3本寄贈いただき、令和2年度に筆の里工房隣の坂面大池に植樹いたしました。今後は、桜を通じたイベントでの交流を行う予定としておりましたが、新型コロナの影響によりイベントが中止され、積極的な

取組が行えなかったことから、目標値以下との評価となったものでございます。今後におきましては、祭りを通じた双方向の交流や、筆の里工房周辺整備事業に関連した事業の検討を行うこととしております。

以上、第6次行政改革大綱の令和4年度における進捗状況について報告をさせていただきました。

なお、ただいま報告いたしました第6次熊野町行政改革大綱実施計画の令和4年度を取組について、先に行政改革懇談会に諮問をさせていただき、資料1-3のとおり、答申をいただいております。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 執行部からの説明が終わりました。

この報告について、質疑があればお願いします。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） すみません。効率的・効果的な行財政運営の推進の中の⑫番、土地利用計画書の作成についてなんですけども、進捗がないということだったんですが、これはちょっと何年もそのままになっているような気がするんですけども、今後どのように考えていらっしゃるのかをちょっとお伺いいたしたいんですけども、よろしくをお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 多久見財務課長。

~~~~~○~~~~~

○財務課長（多久見） まず、この分の今年度の調査につきましては、未利用地の調査ということで実施をほうをさせていただく予定だったんですけど、市街地内の雑種地等の調査につきましてはおおむね調査のほうは終わった状況でございます。ただ、市街地外の山林であったりといった、そういった調査については戸別地図にも番地が載っていないというような経緯がございまして、調査のほうはちょっと進捗のほうは遅れておるとい状況がございまして、今後につきましては、固定資産の公図等を確認しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。



以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（民法） 一つ、それじゃあ、まだ今連携を図るまでには至っていないということですか。それで、次年度というか、これからの目標は、連携協力体制づくりを図っていくということ。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西村部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西村） おっしゃるとおり、今から関係団体のいろんなところと連携を図っていったらなというふうに思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） よろしいですか。

ほかにありませんか。

光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 1ページ目の右側の真ん中、㊸職員数適正化の推進のところ、実績値が目標値を11人も下回っている状況の中で、実績内容に予定外の退職者があったということですが、この予定外の退職者は定年退職以外の退職だと思うんですけども、具体的に退職者の理由などが分かれば教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西岡総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（西岡） 他の行政機関への転職が一番多かったのと、あと、病気等による退職ということになります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

できます。

資料2をお願いいたします。

項目番号1、趣旨でございますが、筆の里工房周辺整備事業により整備いたします体験交流施設につきまして、本年度内に実施設計業務が完了する予定でございますので、令和6年度の工事着工に向けまして、事業の進捗状況及び予定スケジュール等を御報告させていただくものでございます。

項目番号2、総合計画による指針でございますが、これまでも折に触れ説明をしておりますが、本整備計画の始まりは、令和元年度を計画初年度といたしました「筆の里21世紀計画」でございます。計画では、筆産業を活用し、町民とレクリエーションの拠点となり、広島観光の一部を担える観光・レクリエーション地区を開発するとしておりまして、この計画をもとに、平成6年に筆の里工房が整備をされております。

次の平成13年を初年度といたしました第4次熊野町総合計画では、筆の里工房拡充整備、工房周辺に憩いの場となる彩りのある公園整備などが計画をされ、平成15年に坂面大池周辺の改良・公園化を行っております。

次の第5次総合計画では、さきの総合計画に予定をされた工房周辺の公園整備が実現に至っていないなどのことから、平成29年3月に熊野町観光交流拠点整備構想計画を策定し、その後、平成30年7月の豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、計画の遅れや手順の変更はございましたけども、計画に基づき、現在体験交流施設の実実施設計業務に取り組んでいるものでございます。

次に、項目番号3、設計者の特定手続についてでございます。公園内に整備いたします体験交流施設の設計業者の選定に当たりましては、公募により施設に対する企画提案を提出してもらい、その中からすぐれた提案を行った者を候補者とするプロポーザル方式により業者を選定いたしました。昨年6月に募集を行ったところ、全国から36の提案があり、8月に外部委員で構成された選定委員会におきまして書類審査を行い、6者を選定いたしました。この6者に対して公開ヒアリングを実施した結果、(2)のとおり、株式会社環境デザイン機構と角建築研究室の設計共同体が設計者として特定をされました。

選定の理由といたしましては、項目番号4、特定事業者による提案内容のとおり、提案は「創作の里山集落」をコンセプトに、敷地内外のランドスケープを重視した提案となっており、劇場広場、創作中庭、交流広場等、多様な広場を点在させております。こ

これらのランドスケープが、あらゆる場所で創作意欲が湧く空間構成、筆の里工房との連携性などを実現しており、総合的にすぐれていると選定委員会の中で評価をされました。

次に、項目番号5、住民ワークショップ等の実施についてでございますが、選定された提案書をもとに、専門家や町民の意見を伺うため、住民や団体などに対して6回のワークショップや意見を伺う機会を設けました。

1点目の文化芸術アドバイザー会議では、体験交流施設がすぐにイメージできる言葉が必要であるといった、コンセプトや整備方針に関する意見や、若い世代の交流の場としてデジタル系の創作体験の場があればいいのではという、コンテンツに関する御意見、また、創作活動を行う上で直射日光は創作の邪魔になることが多いため配慮が必要など、設計に関する意見など、各専門分野から幅広く御意見をいただきました。

次の2点目、広島県立熊野高等学校ワークショップでは、「一番心地よい空間・場所」をテーマにイメージを膨らませつつ、「体験交流施設でやりたいことは何ですか」というテーマで御意見をいただきました。

3点目の熊野町商工会青年部ワークショップでは、ものづくりの施設として、3Dプリンターなどを設置することで、若者や技術者の需要が見込めるのではとの意見や、施設に集客力を求める声、また筆まつりでのふれあいステージとしての活用を期待する声などをお聞きしました。

続いて、4点目、一般町民を対象としたワークショップでは、機能面として、託児機能があり、親と子供が別々にそれぞれ楽しめる環境やコンテンツが必要といった意見や、事業の一環として小中高生の教育や交流の場としての活用を期待する声、何か目的とするわけではなく、気軽に利用できる居場所づくりを求める御意見をいただきました。

また、5点目、町議会からの意見を求める場では、トイレの利便性、社会見学での雨天時の昼食場所の確保、女性の視点による機能充実など、多くの御意見をいただきました。

それらの意見を踏まえて作成された図面が、資料2枚目の項目番号6、配置図と、項目番号7、基本設計図でございます。

まず、6の配置図でございますが、中心部にある体験交流施設から見て右側が筆の里工房、上側が駐車場、下側が調整池、左側が公園部分となっております。

次に、7の基本設計図ですが、最初に1階部分でございますが、中央の中庭を挟んで右側は開放的で交流を促進するエリアとして、エントランスやカフェレストラン、気軽

に体験や交流が図れるスペースとなっております。また、左側には最大で200人収容可能な多目的ホールを設けており、イベントのない日には子供たちが自由に遊び、学べる場としての利用を見込んでおります。下側には、トイレや本格的な創作活動が可能な教室、上側には事務所や物販スペース、トイレを配置しております。また、左上側には、現在筆の里工房にある茶室を移築し、隣接する和室部分を含めて和文化の体験が可能なスペースを設けております。

続いて、資料右側の上の図、2階部分を御覧いただきたいと思います。1階の事務室の上には、絵手紙展の事務局と倉庫、多目的ホールの2階には、気軽にコミュニケーションが取れる多目的に利用が可能なスペースなどを設けております。

次に、ワークショップや町議会などからいただいた御意見をもとに、基本設計に反映した部分について幾つか御報告させていただきます。

最も大きく変更となったスペースは、図面の左側に位置する多目的ホールでございます。町民を対象としたワークショップなどでも、雨天でも子供が気軽に遊べるスペースが欲しいとの意見を数多くいただきましたので、ふだんはキッズスペースとして遊び心のある空間とすることで、子供たちが自由な発想で遊びながら学べる創作体験の場にしたと考えております。また、ワークスペースは情報発信の場が必要であるとか、子育て世代や創作活動をされる方が情報交換できるスペースを求める声も多くいただきましたので、2階部分には、仲間同士でコミュニティーが図れる多目的スペースやワークスペースなどを設けております。

町議会のほうからは、社会見学での雨天時の昼食場所について御心配いただける御意見をいただきましたので、多目的ホールを団体客の休憩場所としての受入れも想定した空間として設計をしております。また、トイレが狭いとの御意見もいただきましたので、トイレのスペースを十分に確保するとともに、授乳室の横に女性用トイレを配置するなどの修正もいたしました。そのほか、女性が利用する視点が重要との御意見もございましたので、新たにパウダールームを設けており、新しく整備予定の駐車場から体験交流施設の動線を心配される御意見もいただきましたので、雨にぬれないよう屋根を整備するなどの修正を加えております。

次に、項目番号8の延べ床面積ですが、1階部分が1,916.22平方メートル、2階部分が362.67平方メートル、合計で2,278.89平方メートルでございます。

なお、1階部分の面積のうち、交流テラスなど837.38平方メートルが軒下空間

となっております、有効室内面積といたしましては1,441.51平方メートルでございます。

次の項目9、建築工事でございますが、体験交流施設に係る概算の建築工事費は7億円でございます。こちらにつきましてはウッドショックや原材料価格、労務費等の高騰により工事費全体が上昇しており、当初の建築見込み額5億円から増加をいたしております。財源内訳といたしましては、国庫支出金3億5,000万円、町債3億1,500万円、一般財源3,500万円を見込んでおります。財源につきましては、引き続き、より有利な財源の確保に向けて研究を進めてまいりたいと考えております。

(2)の予定工期につきましては、令和6年8月頃から令和7年12月頃を見込んでおります。

次に、項目番号10、体験交流施設に係る予定スケジュールでございます。令和6年5月から8月にかけて建築工事の入札、契約に関する議案提出、令和7年度の上半期には、備品類に関する財産取得の入札、そして令和7年の12月議会には、設置管理条例や指定管理者に関する議案を提出し、令和8年3月の供用開始を目指しております。

最後になりますが、事業実施に当たりましては、国や町の財政状況、交付金などの財源の状況、整備後の施設運営についての検討事項など、様々な要素を踏まえて慎重に検討を重ねつつ、町民や専門家の意見を伺いながら、経費の削減に努めて、着実に整備を進めてまいります。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 執行部から説明が終わりましたので、質疑及び御意見はございませんか。

片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） いろいろあるのですがね、9の(1)の工事費ですよ。これ概算見込み7億ということですよ。町債が一般財源と合わせれば3.5億、3億5,000万円という見込みなんですよ。今の世の中の流れでいうと、材料が高騰しておりますね。物価も高騰しております。その中で、今からのスケジュールで6年の5月入札というようなことですが、この概算見込みですよ。どのぐらい跳ね上がる予想をしておられますか。このままで推移できると考えておられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 渡部都市整備課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（渡部） 議員のおっしゃられるとおり、世界的な原材料とか原油等のエネルギーの品不足、また価格の高騰等で、材料費等が2割から3割高くなっております。それに加えて、人件費等も4年から5年の1年間で約5%上がっております。当初5億円でこの建築をする予定としておりましたが、一応その約2割から3割上昇するということを考えて、一応今7億円とさせていただいております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） 今の見込みの推移で、この入札時にはこのぐらいであろうという見込みですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 渡部課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（渡部） 今現在の推移で行くとでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） そうしたときに、これで後回しで止まるとは限らぬですね。これがまた高騰を続けたときに、無論、起債が増えるんだろうと思うんですね。この起債に対する償還の仕方。以前より、私も含めて数名の議員から出てると思うんですが、この償還をどうやってしていくのか。具体的な施策ですよ。行政としての考え方は今まで聞いておりますが、我々議会のほうから数名出ている意見の中で、それを酌み上げた中で、どういう起債の償還をしていくのか、計画を立てていくのかというものはもう進んでおりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西村部長。

~~~~~〇~~~~~

○総務部長（西村） 特に、計画でこういった償還をしていこうというのはちょっと今は持ち合わせておりませんが、まず一つは、起債も借りるところ、あるいは借りの事業によって、例えば有利な財源というので来ております。交付税措置がですね、償還のときに交付税措置があるといったものがございまして、できるだけそういった有利な起債も考えつつ、起債のほうも進めてまいりたいというふうに考えております。

償還につきましても、基本的には一般財源という形になりますけども、財政でそこらを見据えながら償還は考えていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~〇~~~~~

○10番（片川） これはですね、町債が3億1,500万、今計画ですよ。これを町民がどれだけ知っとるんでしょうかね。そして、この周知というものはどうされるんでしょうか。恐らく、町民はほとんど把握しておられんと思うんですね。工房に対する周辺整備というものは、漠然とこれは全くいいものなのかなという感覚の人がおられるかも分らないですね。それをほとんどの方は知っておられんと思いますよ、この工房周辺の整備について。そのうちの予算が7億であります。そして起債が、町民が背負う起債が3億1,500万。これは何人知っておられますかね。これをやっぱり住民に周知した上で、理解を得てすべきだろうと思うんですけど、その点についてどうお考えでしょうか。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 西村部長。

~~~~~〇~~~~~

○総務部長（西村） 議員のおっしゃるとおり、周知ということに関しては、例えば予算時期とか、そういったところで町広報、あるいはホームページでお知らせする程度にとどまるのではなかろうかと思っております。確かに、そういった意味では周知されてないというのはあるかも分かりません。おっしゃるように、起債もどこまで知ってるかと言われたら、その程度じゃないかなというふうには思っております。

以上です。

がありますよね。そういうので、いろんな事業所に向けてヒアリング調査みたいなことをして、どういうものがあそこにまだ必要なのかというふうな調査をすることは、計画はありますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） まさにサウンディング調査がそのような、要は事業所が何が必要であるとか、こういった条件であれば入れそうであるとか、そのあたりのヒアリング調査を今後実施いたしまして、改めて募集を行って、業者のほうを選定していきたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） やっぱりさつき片川議員が言われたように、あそこまでの交通アクセスが一番大事だと思うんですね。そういうところを事業所がどういうふうに思っているのかというので、あそこに入るか入らんかというのが決まってくると思うので、長い目で見てあそこが潤うような計画にしていだけたらと思いますので、よろしく願います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） エレベーターの位置なんですけども、これ車椅子の方が来られたときに、駐車場から2階部分のこの渡り廊下みたいなところを通って入られるということを前回説明していただいたと思うんですけど、それにしてもちょっとエレベーターまでの動線が長いような気がするんですね。エレベーターをこの位置にした何か理由が分かれば教えていただきたいんです。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤課長。



乗ってという動線ではないので、先ほど寶澤が申しましたように、駐車場からのアクセスのほうについては、エレベーターはこの建物内ではなくて、要はアクセスするような形になってます。今沖田議員がおっしゃったのは、物販、機材等の搬入搬出用のリフトという形のものが明示されております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） でしたら、この多目的ホールの横にあるものは機材を運搬するためのエレベーターみたいなことですね。エレベーターと、EVと書いてありますので。身障者はどこから降りるのか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 申し訳ございません。多目的ホールにあるエレベーターは2階建てになっておりまして、多目的ホールの1階から2階に上がるエレベーターとなっております。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 人がですか。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 人がです。なので、車椅子の方が乗られて、多目的ホールの1階から2階に上がられるのにエレベーターを配置しているような状況でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） それは分かるんですけど、駐車場から建物内に入ってきたところから一番遠い位置にエレベーターがあるのはどうしてなんですかということを知りたいんですけど。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） エレベーターについてはちょっとこの図面にはないんですけども、駐車場に別途エレベーターがございまして、そのエレベーターを降りて1階のほうに入っていただくという動線は確保しております。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） 駐車場にあるということ。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） そうですね、はい。駐車場のほうにエレベーターを別途、この図面にはないんですけども、別途配置しているような状況でございます。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 図面には書いてないということですか。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） はい。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） いや、書いてくれんと困ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） ちょっといろいろ混乱して申し訳ございません。この図面はあくまでも建物の図面ということで、駐車場からのアクセスのエレベーターについては、駐車場のほうで今考えておる、公園のほうで考えておるところなので、これに反映されてないんですけども、建物の配置上、向かって左側、西側のほうが2階建て構造ということで、そちらのほうのエレベーターと。駐車場からのアクセスについては別途で、これにはちょっと表示はされてないんですけども、整備するというような考えでおります。以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 逆にどのように整備するのかと、ここにはない、外につくる予定のエレ

ベーターの予算は、この7億に入っているんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） これについては現在入っておりません。公園なり、駐車場の整備ということのほうでまた御説明させていただく形になろうかと思っております。建物のほうとしては切り離しておる状況です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） この7億は建物、体験交流施設に係る費用ということですね。そのイメージとして、この図面の中で外にどのような形で建てられる、エレベーターを設置される予定なんですかね。どの部分にどのような。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） この配置図の左上の全体が写ってるものを見ていただくと一番分かりよいかと思うんですけども、ちょうど建物、円形に近くハッチがかけられてると思うんです。それから、図面でいきますと、上のほうに駐車場のあたりに突き出たような形で用意してある。そのあたりになろうかと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） すみません、全員協議会に出される資料はもう少しそういったところもきちんと提示していただけたらと思います。今後はよろしくお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） よろしいですか。

ほかにありませんか。

福垣内議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○4番（福垣内） 今、エレベーターの話がよく出てるんですけども、筆の里工房のところは、玄関のすぐそばまで車が来ます、アプローチと言われる形でしょうか。高齢者の方をこういう施設へ運ばれたり、送迎をされたりした経験がある方はお分かりいただけたらと思うんですが、車椅子に至るまでの方でもなるべく距離を歩きたくない。また、送迎するほうとしてはなるべく近いところまで送ってあげたい。そして、その人たちに降りていただいたり、その人たちを迎えに行き自分の車は駐車場へ逃がすというようなことが多いんだと思うんです。筆の里工房にしても、こちらの町役場にしても、玄関のすぐ横づけできる。そして車を駐車場に逃がすことができる。そういうことはやっぱり人に来てもらうためには非常に便利なことだと思います。

今回、この建物は道路から、景観もあるんですが、なだらかに歩く距離というのが筆の里工房を訪ねられた方からはあるんですよ。駐車場をあえて上を取られて、エレベーターを入れてというようなのは、かえって使われる方は不便じゃないかと思えますので、もう設計は最終段階なんだろうから難しいんでしょうが、表のほうにもなるべく入り口に近いところまで必要な場合には車が入るといふようなことも工夫いただければと思います。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 堂森部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設農林部長（堂森） 地形的な構造も含めまして、駐車場がどうしても高い位置になってしまうという要素はあるんですけども、その中で2階からアプローチという形の中で、極力、そういった車椅子であるとか、歩かれる方についてもお年寄りであるとかといったものも含めて、配慮するような形にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） 例えば、この体験交流施設の中で体調を崩されて救急車を呼ばないといけなくなった場合に、救急車はどこに停める予定なんですかね。



○建設農林部長（堂森） 2億については、公園全体の設計がそちらになるので、建物で  
いけば3,000万というふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） そこなんですよ。全体を皆さんに説明してあげないとね。部分、部分  
ばかり進めていきよると、例えば建物と調整池への距離がどのぐらいあるかというの  
もね。調整池の基礎と、基礎というか、立ち上がりと建物基礎がけんかすることはしな  
いと思うんですが、工事中、非常に弱い状態になるわけですね。これ全体像も説明され  
て、部分部分を説明するのではなくて。

今、バーチャルのパースができるんですよ。住宅メーカーなんかはすぐやりますね。  
空間がどんな感じになっているかを、ちょっと設計料が増えてもええ、その3,600  
万もすごいお金だと思いますが、皆さんに分かるように。町民にも分かるように。それ  
で、これだけぜいたくなものを造ってもええんじゃないかと。

これ、使用料も何も決まったらんようでございますけども、30年間工房が何をして  
きたか。なぜ町民が使わないのか。アクセスもあるかも分かりませんが、やっぱり  
そんな文化度、文化度いうて、行政の論理だけじゃ町民は動いとらん。まだ6,000  
円のクーポン券のほうがええんですよ。だから、起債でお金を払うよりも、毎年クーポ  
ン券をもらおうのほうがええかも分からんですよ、減税したり。

その点で、ぜひ皆さんに分かりやすい空間構成を。これ構想の概念、使い勝手の悪い  
部屋も出てますよ、これ。今のエレベーターと言いましても、リフトのようですけど、  
これも形だけかも分かりません。ぜひバーチャルリアリティじゃないけど、全パースを  
ちよっとつくってみてもらえませんか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） それについては、また作成するように調整をしていきたいと思  
います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） いずれにしても、議会のほうとしては説明がないじゃないかというのが今までじゃったんですね。そういう言葉を申し上げると、「してきました」というのが行政の答えだったんですね。今日の説明においても、この建築物に対する説明だよと。我々認識不足で、勉強不足なんでしょうけど、工房周辺の整備についての説明だと捉えてこの場に皆さんいるんですね。この説明を、今7億という話が出とりましたね。この予算は、説明の中でこの建築物に対する説明ですよ。駐車場から障害者のアクセス、エレベーター予算は別ですよ。ほかにもこういう予算が工房周辺について計上する予算がこれだけありますという説明がないんですね。これでいつも執行部と議会との食い違いが生まれるんですね。

今、皆さんがおっしゃったように、ちゃんと全貌を明らかにして説明をいただきたいと思うんですね。すべき説明はなくして、議会に説明をして承認を得たと言われるのは、非常に迷惑なんですね。これを認識いただきたいと思います。いかがですか。説明不足だとは思われませんか。

今まで私どもがこの世界に入って感じてきたのはこういうことなんですね。気がついたら決裁されておる。議会に承認を得たと公に言っとられますよ、執行部サイドがね。議会は何をしよんかという話になってくるんですね。我々も開ける口がないから黙っておかざるを得ない。それを言うと、執行部の悪口になってしまう。ある程度議会サイドも執行部に協力する体制は持とうとしている中で、理解を我々がしていかにゃいけないでしょうけど、もうちょっとすべき説明が責任として執行部にあると思うんですが、議会に承認を求めたということをおっしゃるんであればですよ。議会には求めておりません、我々が適当に説明してそういうことにしましたとおっしゃるならそれで構いませんけど、いかがお考えでしょうかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 御指摘を重く受け止めたいと思います。それで当初からこの公園計画については御説明をしてきたんですが、4.3ヘクタールいう中に体験交流施設を造ると、公園をつくるのと、それと調整池を全部つくり変えなくちゃいけないんですね、

今の駐車場を潰して。そういういろんな施設がありますので、全部を一気に設計して発注するということはできませんので、部分的に発注すると。一番いい効率的なやり方として、現在の駐車場はまだ壊さずに体験交流施設というのをまず一番最初に造っていきたいということから、今、体験交流施設を造って、その後、今度は駐車場をつくって、初めて今の駐車場をめで、あそこへ調整池をつくる。調整池をどうしてもあそこにつくらないといけない、そういうことがありますので、設計が部分部分になって段階的になっていくというのはちょっと理解いただきたいと思うんですね。

それで、先ほどからお聞きしておりますように、少なくとも今回のエレベーターのように、この建物を造ったときに確実に影響する部分が、説明が落ちているというのはごもっともなので、これはこのとおりだと思います。

それから、それ以外の全体計画が、これが、ここが7億かかったんなら、じゃあ全体計画はどういうふうに、今までよりも移動するのか、そういう説明が抜けてたと思いますので、そこら辺はじっくり次から資料として出すときには、その辺のところを十分踏まえてつくっていききたいというふうに思います。よろしくお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） ありがとうございます。そういう理解をいただいて、改めて全体像を再度提示いただきたいと思うんですね。これをひとつよろしくお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） ええがにフォローしていただくんで、私一人の意見じゃないというのがありがたいことでございます。

ただ、いや、今言うように、ただ副町長のイメージからすると、まず体験施設を造る。駐車場をつくる。調整池。だから、その点でも、建物の配置からすると調整池も同時的に工事をしとかないと、建物と接する位置が出ます、西側に。だから、建物を先に建てとって、また調整池をしようと思ったら、そこを削らなきゃならんわけですよ。非常に危ない状態が発生しますので、これをようよう吟味するのが1点。

もう一つは、土石流であれば固まった土地です、長年の。今回、地震も来ます、いつ

来るかあれですが。水を含んでおる状態で揺ると、周りの土留めがすごい破壊力が出ますよ、何千トンという力が。だから、斜めのすり鉢状のスペースは随分強度を上げとかなと、建物がめげますよ、あの土地自体が岩盤じゃないんだから。土石流を含んだ砂だまりです。要は、土石流が起こったのがあそこへたまつとるんですよ。水が降るとパスカルの原理で軽くなるでしょう。揺する。そしたらどーんと来るわけですよ。そこも想定しながら、斜めの土地ですから。そのあたりを把握する意味でも、全体像をぜひ把握して、行政の論理だけじゃなくて、本当に住民の視点で考える。これを持たんと、やっぱりお金をつぎ込んだ割には皆が来んという結果になる。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） いろいろ御意見をお伺いして、全体像をもう少しはつきりと示すべきだというのは、副町長が答えたように、今後は明らかにしていきたいと思います。

このたび10月に、11月ですか、私、東京へ行ってまいりまして、主な業務の目的は、いろんな大会がございましたが、それに出席することと、国交大臣に面会することでした。大臣室で国交大臣と面会し、工房だけではないんですが、道路についてもお願いしたんですが、工房についてもお願い申し上げました。担当局は国交省の中の都市局と言います。公園整備は都市局が担当しておりますが、この構想をお示ししたら、前からではあるんですが、今まで地方整備局を通じて資料を上げておりましたが、本省の局長、大臣、審議官の前で説明するのは初めてでございましたが、非常にいい計画であるという御回答は得ました。また、補助金についても十分考慮していきたいというお答えをいただいております。

この公園が完成した暁には、池の周りに豊島区から桜を50本、もうちょっと増えるかも分かりませんが、頂く約束をしております。もう既に3本ほど池の周りに植えてるんですが、こういった取組は、やはり東京の特別区と、ああ、そういう取組をやられてるんですねということで、非常に興味、あるいは評価をいただいた事業になっております。ということで、今後も、変更点は出てくる可能性はありますが、極力、議会にも説明しながら進めていきたいと考えております。

以上で、私の今回の東京の出張とか、いろいろ行った、面会したあれを今申し上げます

した。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） いろいろ努力されている姿は今お聞きしましたけども、多分その大臣も、国交省も地元の理解が前提であってええですねというレベルだと思うんですね。それは皆さん紳士ですから、本音の話は分からない。地元が十分理解されてて、喜ばれて、みんなが利用されるんでしょうという前提ということになると、先ほどの皆から出たものを把握するのが前後反対になつるということですよ。だから、もう後ればせながらも、今出た意見を全部整理して、再度提案しないと、地元の理解を受けた前提で話をされませんと、先ヅモですよ、これ。そこはぜひ整理ください。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 地元の理解は得ておるつもりです。もう、先ほど総合計画、何次、今何次目でしたかね。それぞれの工房ができたときからこの拡張計画は起こってきたわけでありまして、それを実施に移すときに住民の皆さんには説明を申し上げております。これは地域懇談会、あるいは町広報、その都度、その都度申し上げてきたつもりでございます。足りないならもっとやりますけども。

一応全く住民の地域懇談会にしろ、例えば、私がコロナで中断しましたが、中学生、あるいは小学校6年生、中学校3年生を対象に、町長の出前講座でも何回も言っております。やはり非常に子供たちの期待も高い。地域懇談会でも住民の皆さんの期待が高い。結局、熊野町には子供たちを、あるいは孫を遊ばせる大きな公園がないというのは共通した認識であります。私の開発に具体的に着手しようと思ったのは、実を言うとそれが一番大きな原因です。やはり、町外から、出ていった子供たちが熊野町に帰って、東京、大阪ならちょっとそんなに帰れませんが、広島近郊に出ている子供たちが帰ったときに、6年前に西公民館の滑り台は整備しましたが、それよりもっと大きな芝生、こういったものを整理したい、もらえんかという声は前から聞いております。今も強いはずです。議員の皆さんも聞かれとんじゃないかと思うんですが、そういった声を背景に、この計

画を町長になってから進めております。

説明不足のところがあれば説明いたしますし、あくまでもバックボーンはそういうことであるということを御理解いただきたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） よろしいですか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） 手短にしようと思うんですけども、これが完成後の数値的なものをちょっと教えてもらいたいと思うんですよ。維持費がどれぐらい、管理費がどれぐらい。これが始動したときに収入ですよ。レストランの話もありましたし、ああいったものの具体的な推計なりというのをもう試算しとかにやいけん、私はそう思っただけですよ。1期目のときから思いよったんですけども、先に箱物を造ってから、その後内容を考えると、できる直前に考えるとかというような流れのイメージなんですよ。本来であれば、こういう箱物を造るのであれば、まず具体的な事業内容なり、収入なり、支出なり、ああいったものを出してからこういう箱物を造るのが本来なんかなと思うんですが、順番というのが前後しよるような気がしてなりません。

もしそういった来場者数とかどうのこうのは別にいいんですけども、先ほど町長がおっしゃったように、こういう思いで造られるというのは重々理解しておるし、私もそうだなというふうには思うんですが、何分、こういった公園事業については黒字になるということはありません。ただ、町のほうから一般財源として毎年支出をしていくわけですから、どれぐらいの毎年の支出というのを見込んでおるか。ああいったものを、具体的なものを出して、こういう会議の場に資料として提出していただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） ちょっと支出の部分につきましては、申し訳ないんですけども、ただいま精査をしているところでございます。その中で、例えば維持管理費につきましては、これは筆の里工房の一管理費の面積按分をしたものではあるんですけども、

大体1年間で2,000万円から2,500万円程度を見込んでおります。

また、広場部の、公園の維持管理につきましては、深原地区公園の維持管理費をもとに、大体600万円程度かなというふうに考えております。

また、事業展開につきましては、様々なアート系であったりとか、クラフト系であったりとか、いろいろ考えているんですけども、そのあたりの事業費については、今どのような場所で、どういったコンテンツをつくっていくかということから今協議中ですので、そのあたり、早めに調整させていただいて、また報告させていただければというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） 本来であれば、そこまでしっかり練ってから、こういった工事着工をしていくように動かにゃいけないのんですけども、同時進行というのはどうなのかなというのは前から疑問には思ってたんですよね。そういった内容について、もうちょっと早急に、しっかりと説明できるように、議会のほうに示してもらいたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） それでは質問がないようですので、この辺でまとめさせていただきます。

ただいまの説明を了とし、議会から出ました意見に配慮し、引き続き事業に取り組んでいただくとともに、事業の進捗に併せて適時報告されることを強く要望しましてまとめたいと思いますが、いかがでしょう。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議がないようですので、本案件については、ただいまのように取りまとめさせていただきます。

暫時休憩いたします。

再開は、11時5分。

（休憩 10時46分）

(再開 11時02分)

〇議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続いて、協議案件、筆の里工房の指定管理者の指定について、執行部から説明を受けたいと思います。

西村部長。

〇総務部長（西村） それでは、筆の里工房の指定管理者の指定について御説明をさせていただきます。

資料3をお願いいたします。

まず、項目番号1の概要でございますが、筆の里工房の管理運営につきましては、平成31年4月1日からの5年間を、一般財団法人筆の里振興事業団を指定管理者として委託しているところでございます。この間、良好かつ適正に管理運営を行っていると思われることから、熊野町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する規則第2条第3項の規定及び熊野町指定管理者制度導入基本方針により、公募によらず、引き続き、令和6年4月1日からの5年間を指定管理者として指定するものでございます。

項目番号2の管理を行わせる施設は、筆の里工房。項目番号3の指定管理者は、一般財団法人筆の里振興事業団でございます。

続きまして、項目番号4の指定期間でございますが、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。この指定期間につきましては、平成18年3月に作成されました熊野町指定管理者制度導入基本方針により、継続して同じ団体を指定する場合には期間を5年間とするとの規定によるものでございます。

次に、項目番号5の事業実績と、項目番号6の事業計画につきましては、別の資料により御説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、A3の横長で添付しております事業実績（令和元年度から令和5年度）の資料を御覧いただきたいと思います。

項目番号5、事業実績に関するものでございますが、主立ったものとしていたしまして、2列目の企画展示事業でございますが、書画を中心とした日本文化を代表する優れた作品の鑑賞機会の提供に努め、平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症により休館を余儀なくされた期間もありましたけれども、5年間で20回以上の企画展を行っ

ております。また、来館者の鑑賞と創意の意欲がより高められるよう、効果的な展示手法の導入を図るとともに、広く筆文化の普及・振興を図るため、親しみやすい作品展示と解説に積極的に取り組んでおります。

このような取り組みが評価されまして、令和4年度に筆の里工房展覧会「だるまさんといっしょ」が日本アート評価保存協会の第10回秀逸企画賞に選ばれるなど、全国的に見ても高い評価を受ける内容となっております。

続いて、3列下の調査研究事業につきましては、ミュージアム活動を支える基本事業の一つとして、大学や博物館・美術館の研究者、手づくり職人、作家などの協力を得まして、日本文化と筆についての調査研究を進めております。

続いて、網掛けの部分、入館者等の状況でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大等により、令和2年度、3年度は3万人程度となりましたけども、令和4年度は7万人と、コロナ禍前の水準を超え、今年度も10月末現在で4万2,000人を超えるといった状況でございます。

続いて、次の網掛けの部分、町依存財源につきましては、令和4年度までは決算額、本年度は予算額を掲載しておりますが、依存財源額の堅持に努めるとともに、施設使用料、会員収入、収益事業負担金収入などの自主財源の確保に努めているところでございまして、監査においてもおおむね適正に処理されているとの評価をいただいております。

続きまして、項目番号6の事業計画に関しまして、もう1枚めくっていただき、事業計画の資料を御覧ください。事業団におきましては、令和6年度以降も筆のミュージアムとしての事業を部門ごとに計画をし、日本文化と筆についての理解が促進されるよう、展示内容の工夫とサービスの向上に努めていくことを目標にされております。特に、上から三つ目の区分、展示事業にございます企画展示業務におきまして、来年度は藤原定家展という企画展を計画されておりますが、筆の里工房開館30周年の記念事業に併せまして、国宝級の書をお借りするよう手配されているところでございます。こうした事業の実施が可能であることから、指定管理者としてのこれまでの実績、それと信頼が認められるのではなかろうかと考えております。

以上で、筆の里工房指定管理者の指定についての説明とさせていただきますが、今後の予定といたしまして、熊野町議会12月定例会に指定管理者の指定についての議案を提出させていただき、御承認いただきました後に、令和6年度当初予算への計上を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） それでは執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。

民法議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（民法） 指定管理でございますが、決して反対ではございません。ここに書いてあるように、今まで良好かつ適正に管理運営を行っていることから、引き続き、筆の里工房とあるんですが、これ公募によらずいうか、公募が原則であろうと私は思うんですが、公募して応募がなければ仕方がないんで、早くから準備をしておくべきだとも思うんですが、その点、これから先もこういう公募というか、されないのかということちょっと一つ教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 筆の里工房の指定管理につきましては、一般財団法人筆の里振興事業団が運営をしております。この施設自体は町が出資して、出捐して、財団のほうを、筆の里工房を管理運営するために設立した団体でございますので、大前提として、そのために財団法人のほうを立ち上げておりますので、今のところは公募ではなくて、状況が良好であれば財団法人筆の里振興事業団のほうに指定管理をさせていただければというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（民法） となると、これから先も問題がなければ引き続き、この筆の里工房ということではいかれるということで考えてよろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 議員のおっしゃられるとおりというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○11番（民法） ありがとうございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 早々30年たちますね。ちょっと節目の時期だろうと思うんですね。

まずは筆文化、筆文化と言われるんですが、筆に文化があるのかというのは私は疑問です、ずっとね。原点に戻る時期だろうと思うんですね。

30年間やってきた事業も、国宝を持ってこられた時期もありました。芸能人を集められた時期もありました。ぜいたく品です、これ。この規模の町でこれだけの事業、1億5,000万前後の毎年維持費、管理費を投資する、委託料を投資するメリットがあるのかどうか、これを考え直すちょうどええ時期だと思うんですね。まずは筆文化、これはどういうものでございますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 熊野町は筆の町でございますので、180年前から筆を生産しているんですけれども、筆によって、例えばこれまで筆まつりであったりとか、全国書画展覧会であったりとか、様々な活動をされております。筆は道具でございますので、筆から生まれる書であったり、画であったり、絵画であったり、化粧もそうだと思うんですけれども、そういったものを含めて筆文化であるというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 非常に欲ばりです。貧しいまちで、サイドビジネスで筆をつくりながら、何とか百姓もしながら生き延びたまちでございます。高度成長期に人口が増えてこ

ういう状態になったわけですが、ちょっと荷物が重たいんじゃないかなと。

文化って広げたら何ぼでもなるし、今回、国宝でもお金さえ出せば何ぼでも貸してくれてんですよ、これはビジネスですから。でも、その集合に私どものまちも乗っていいものかどうか。まず住民を大事にするという中で、もう一度聞きます。文化とは何ですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 繰り返しにはなるんですけども、熊野町であれば筆のまちということで、筆を使った様々なものを筆の里工房では文化というふうに考えております。以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 文化というのは、どうもいろいろなことを私も考えよるんですが、精神活動なんですね。書画も、その人が書いた人格が書になり、絵になるんですね。だから精神活動です。宗教もそうですね。そういうもので、道具と混在をさせて、それは行政の論理ですよ。文化アドバイザーというのはそういうことを指摘される方はおられませんか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） これまでの会議ではそのような議論にはなっておりません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） ぜひ聞いてみてください、文化とは何なのかと。

雰囲気の流れてきたんですよ、30年。何かまちの核になるもの、象徴になるものが欲しいというんで、いろいろな地域の活動の中でああいうものができてきた経緯は知っ

ておりますが、くん蒸から含めてすごく負担の多い建物なんです。それを今後もやっていくべきかどうか。

また、併せて隣にも建物ができるわけでございますね。また相当数の運営費が要るんですよ。文化講座みたいな内容ですが、これ講師の量をどんどん増やしていかないと人が集まらんという論理になるんですよ。

そういう意味では、こういう民間の感覚を入れて、今後の工房のビジョンを定めて、さっきの町長が言われた小学校、中学校は喜ぶますよ。じゃが何ぼ金がかかるのかというのを整理せないけませんね。町民が何ぼ利用しとるのかも提示せないけませんね。分かりません、分かりませんじゃあいけません。今後投資するための原点はそこです。

町民は生活に苦勞しておりますよ、物価高で。5万円、3万円、7万円と配られるだけじゃあ、一般の者はもっとしんどいんですから。クーポンをどんどん出していただきたいという声は多いです。その声にどう応えるか。で、町民はどっちを選ぶかですよ。

その点、この議会までには話ができないかも分かりませんが、原点に帰るちょうどいい時期だと思いますが、いかがでございますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西村部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西村） 工房開館30周年という、おっしゃるとおり節目であるとは思っております。これまでずっと工房も、ここにもありますとおり、良好といたしますか、適正に運営してきていただいたと認識はしております。そこらも踏まえて、今後もこういった工房の活動、あるいはその運営をそのまま継続していただいて、熊野町に活性化をもたらしてもらいたいというふうには考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 適正というのは、そういう視点ではあろうと思うんですが、決して悪いことをしたとはわしは言っとらんですよ。持続可能なものにするためには、2億もせにゃいけんのじゃないかという点と、創業以来ずっと見てこられた方がおられますね。この方もいずれ辞められると思うんですよ。そうしたときに、特に文化というのは精神

活動ですから、人と人とのつながりですよ。その中から信頼が生まれて、より広まっていくもんだと思うんですが、そういう点では非常に弱いと思うんですね。今の理事長一人の荷では耐えられない。そのために文化アドバイザーもおられるんかも分かりませんが、ちょっといま一つ精神性が弱いかなと。

きれいな絵は描けるんですが、そこに精神性が本当にあるか。書というのも、岸田さんは書を書かれる、安倍さんも書を書かれるんですが、本当、自分の魂を入れた人格の書なんですね、本来は。筆は道具なんです。そのつながりをしっかり認識して、熊野の体力に合うたものをしましょう。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） それでは、この辺でまとめさせていただきます。

筆の里工房の指定管理者として、引き続き、一般財団法人筆の里振興事業団を指定し、令和6年度から令和10年度までの5年間、管理運営を委託する方針についての説明を了とし、ただいま議員から出ました意見を十分踏まえ、今後検討していただくことも要望し、また12月定例会において関係する議案が提出されますので、改めて審議することといたします。

また、熊野筆の振興と発展のための拠点として、この施設の利用が一層推進されるよう、設置者として十分に責任を果たすよう要望しまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議がないようですので、本案件については、ただいまのようにまとめさせていただきます。

続いて、協議案件、熊野町地域防災計画の見直しについて、執行部から説明を受けたいと思います。

西川住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） それでは、協議案件、熊野町地域防災計画の見直しについてにつきまして御説明いたします。

修正箇所の主な内容をまとめました資料4により、その概要を説明したいと思いますので、資料4を御覧ください。

まず、地域防災計画についてですが、災害対策基本法において、市町村は、基礎的な地方公共団体として地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、地域に係る防災に関する計画を作成することとされております。また、これらの項目の実施を推進するために市町村防災会議を置き、国の防災基本計画や広島県地域防災計画に基づき地域防災計画を更新することになっております。

改正の要旨は、一つ目として、この熊野町地域防災計画は、災害対策基本法及び広島県地域防災計画に基づき、各防災関係機関が処理すべき事務及び業務の大綱などを定めるものであり、令和2年度以降の各計画の修正や国の通知などに伴う修正を反映させ、今後開催する熊野町防災会議において正式に修正するものです。

二つ目に、最近の防災施策を踏まえ、防災関係機関の果たすべき役割の追加及び本町の組織変更に伴う課名など、所要の修正を行うものです。

続いて、2、防災基本計画の修正や国の通知などに伴う主な追加事項ですが、(1) 災害対策基本法改正に伴う修正では、①の「避難勧告」、「避難指示(緊急)」を「避難指示」へ統一ですが、本計画内におきまして、災害が発生し、または発生するおそれがあり、人の生命、身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めた場合に、市町等が発令する「避難勧告」・「避難指示(緊急)」を「避難指示」の表記に統一いたします。

②応急修理対策住家の拡充では、第3章第8節、避難生活及び情報提供活動において、災害救助法の適用に基づく住宅応急修理の対象となる住家として、半壊または半焼に加えて、これらに準ずる程度の損傷を受けた住家も対象とする旨を追加します。

③住家被害認定調査の効率化、迅速化として、第4章第2節、被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画におきまして、町は罹災証明書の早期交付のため、住家等の被害認定調査において、航空写真や応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する旨を追加します。

次に、(2) その他の防災施策等を踏まえた修正ですが、①感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を第1章第3節、防災業務実施上の基本理念及び基本原則において、防災業務上の基本理念に、令和2年度における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策

を推進する旨を追加します。

②防災対策への多様な意見の反映等として、同章同節において、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から、委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む旨を追加します。

なお、本町では令和2年3月に熊野町防災会議条例を改正し、「女性の視点から防災・減災・復興について提言ができるものとして町長が適当と認める者」を新たに新設して、女性委員の拡大に努めています。

③立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進として、第2章第2節、町土の保全に関する計画で、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけ、追加します。

④住民主体の取組強化として、同章第4節、町民の防災活動の促進に関する計画におきまして、町及び県は、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動を取れるよう、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る旨を追加いたします。

⑤避難行動を促すための普及啓発活動を同章第7節、円滑な避難体制の確保等に関する計画において、町は、ハザードマップ等の周知に際して、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあることや、警戒レベル4での危険な場所から全員避難など、避難に関する情報の意味や理解の促進に努める旨を追加いたします。

⑥感染症対策資機材の備えを同章同節や第8節、災害対策資機材等の備蓄等に関する計画で、町は、指定避難所となる施設について、マスク、消毒液等の感染症対策資機材の整備に努める旨を追加修正いたします。

⑦感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施ですが、同じく、同章同節において、町及び県は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する旨を追加いたします。

⑧個別避難計画の作成については、同章第9節、要配慮者及び避難行動要支援者に関する計画におきまして、町の防災担当部局や福祉担当部局等の関係部局は、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者ごとの個別避難計画を作成するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難に必要な体制の整備に努めることなどを追加いたします。

⑨長周期地震動階級等の発表では、地震対策編の第3章第2項、地震に関する情報等の伝達に関する計画におきまして、令和5年2月1日から緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級が追加されたことに伴いまして、地震に関する情報に長周期地震動を追加します。

次に、3、資料編の主な修正です。①平成2年度以降、新たに協定を締結したものを追加掲載します。主なものでは、令和3年2月に熊野市と「災害時相互応援に関する協定」を、令和3年4月、「株式会社ハローズ」、今年1日に「株式会社藤三」と災害時における応急対策活動の協力に関する協定など、複数の機関と同様の協定を締結しております。

このほか指定緊急避難場所、指定避難場所、福祉避難所の名称や収容人数を訂正します。主な内容は、施設の名称変更に伴う一覧の見直しや、熊野西防災交流センターの増築により収容人数を60人増加させ、熊野東防災交流センターを新規で追加いたします。

続いて、4、地域防災計画の合冊ですが、本町の地域防災計画は、広島県地域防災計画に基づき策定しており、基本編と災害対策編に分冊しておりましたが、このたび広島県の計画の再編が行われ、基本編と災害対策編の合冊が実施されました。この再編の内容としましては、第1章と第2章では、重複箇所が多いため、震災対策編の記載を基本編の記載に組み込む形で再編し、第3章は、それぞれ個別の内容のため、基本編と震災対策編の記載をそのまま残し、第4章では、記載内容が全く同じであるため、そのまま合冊されています。これまで本町におきましても分冊で整理してきましたが、合冊も選択肢の一つとし、合理的な再編について検討を進めてまいります。

なお、再編による合冊をしましても、計画の内容には影響はありません。

続いて、資料には記載しておりませんが、南海トラフ地震防災対策推進計画について説明いたします。

本町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されておりますので、地震防災対策の推進を図るための南海トラフ地震防災対策推進計画を策定しています。このたびこの計画も修正され、その概要は、南海トラフ地震臨時情報の種類や定義がされ、発表時の防災対応と情報伝達訓練などの追加記載がされたので、それに伴う修正も行います。

4、今後についてですが、令和6年2月に開催予定の熊野町防災会議にて計画の変更

とし、公表を行いたいと考えております。

以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） それでは執行部から説明が終わりました。

質疑並びに御意見を申し上げます。

水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） 避難するときに、避難場所と避難所という二つに分けられるんですが、避難所に対してはある程度もう研究なりをされていて、どんどん進んでいると、環境整備がされていると思うんですが、避難場所に対してなかなか変わっていないような気がするんですよね。やっぱり行きやすく、くつろぎやすいというようなところを求めているかと、やはり避難する人が減ってくると思うんです。何回も何回もあれば徐々に減ってはくるんですが、それを減らさない努力というのも必要なんですが、そういうところをどう思われていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 花岡防災安全課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） 町内の指定避難場所、指定緊急避難場所というものがありまして、町内には指定緊急避難場所が9つ、各小学校のグラウンド、中学校のグラウンド、深原地区公園グラウンド、熊野町民会館の駐車場、町民グラウンドの、以上9か所を指定緊急避難場所と指定しております。こちらのほうに関しましては、主に地震のとき、地震のとき屋内の施設のほうに入れないうきに、まずはそちらのほうに避難していただくということで考えておまして、こちら指定避難所という形で14か所、各学校の体育館、中学校の体育館、東ふれあい館、東防災交流センター、熊野町民会館、熊野中央ふれあい館、西ふれあい館、くまの・こども夢プラザ、西防災交流センター、熊野町町民体育館、以上の14か所のほうにおきまして、建物の中のほうでゆっくりくつろいでいただくといえますか、避難していただくのはこちらの14か所に入ってくださいということで、この14か所が避難所環境の整備のほうで特に取り組んでいけたらという形では思っております。

以上です。



〇議長（時光） 西川部長。

〇住民生活部長（西川） 議員、御指摘のとおり、実際避難をする人数が減ってきているのは現状です。そういった面も踏まえまして、町としましては、防災・減災まちづくり会議で、皆さんに、より意識の高い方に参加していただいて、そういう情報を共有したりとか、あと小学校、中学校と協力しまして、出前講座などを行うことによって教育をしていって、そういう避難とか、そういうことについての意識づけをしていきたいと思っています。

現実、おじいちゃんが避難するのに、おじいちゃんからしたら子供が言ったら避難しなかったけど、孫に言われたら避難したというような事象もあられるので、やはり子供が行こうということ、声をかけることが大事かなというふうに考えておりますので、そういう出前講座とかも含めて今後していきたいなというふうには考えております。

以上です。

〇議長（時光） 水原議員。

〇3番（水原） ぜひこれから災害が起こる可能性というのはもう極めて高くなると思いますので、避難する人間が少しでも増えるような対策というのをこれからつくっていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

〇議長（時光） ほかにありませんか。

沖田議員。

〇9番（沖田） すみません、国の通知などに伴う主な追加ということで、ここに幾つか載ってるんですけども、以前にも質問させていただきましたが、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法というのが施行されて、障害のある人と障害のない人と同一時期に同一内容の情報を提供するという法律ですが、それに関して、この防災情報、以前、聴覚障害者の方へ防災情報FAXサービスというものを利用していただいている

といった答弁があったんですけど、86名中15人しか利用されていないということだったんですよ。それ以外の方にはどのように提供されているのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） 今、議員がおっしゃっていただいたように、聴覚障害の方はFAXという方法を新たに取り入れたんですが、そのほかの方という、なかなかの戸別受信機というものとかでの音声での情報調達しか現在ないところがございます。ですが、そのほかに今行われておりますのが個別避難計画というものがございまして、地域の方々が助け合って、呼びかけて避難をするという、地域の方の力を借りるという方法が今一番ではないかなと考えております。でも、なかなか地域の方をペアリングをして、その方が責任を持ってという形での個別計画というのは、なかなかつくりにくいような状態でありまして、その個別計画と申しましても、なかなかその計画数が増えてないのが現状ではあります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） すみません、情報を同一時点で提供するということに対して、町としてどのように努力をされるんでしょうか、今後。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） 皆さんにということでは思ってますけれども、やはり聴覚障害者の方ということであれば現実難しい点でもありますし、今のFAXの部分も15人しかまだされていないということもありますので、今のその法令のことの趣旨も踏まえ、今後ちょっと検討してまいりたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~


考えて策定していきたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） そうなんよね。部長だけで頼るのは非常につらいね。命に関わる、命を預かる計画ですから。地震も日に日に近づいてます。最悪のパターンはどうかというのも想定して多分来てると思うんですよ、国の措置法によればね。ただ、それをいかに実効性のあるものにするかというのは、5年前の経験をぜひ生かす。しっかりあのおきにおられた方、町長ぐらいしか残っておられんと思うんですがね。ヒアリングをして、防災会議が実態はどうじゃったのか。なぜあそこで決断できなかったか。それをしっかり事実として残していかにゃいけん。失敗を繰り返さないためにもね。ぜひその事実を残しとってください。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 資料2の（2）の②の防災施策への多様な意見の反映の中で、委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むという記載があります。今現在、委員何人中女性が何人で、これを何人ぐらいに高めようとしておられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） こちら熊野町防災会議の委員ですが、会長のほか25名の今委員がおられます。そのうち現在女性が4名の、現在4名、現時点で4名の女性の委員がおられます。こちら条例のほうの、先ほど部長が申しました条例のほうで、本町独自に女性枠を設けておりますので、こちらのほうでできる限り多くの女性を増やしていけたらとは考えております。

以上です。

願います。これ意見・要望です。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 光本議員と同じなので、いいです。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） それでは、質問がないようなので、このあたりでまとめさせていただきます。ただいまの熊野町地域防災計画の見直しについては、過去の豪雨災害の教訓を生かし、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、引き続き、地域防災計画を適切に更新しながら、今後の防災・減災を進めていただくよう強く要望し、まとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただきます。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分からです。よろしく申し上げます。

（休憩 11時46分）

（再開 13時25分）

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 少し早いんですが、全員そろいましたので、休憩前に引き続き、会議を再開します。

続いて、協議案件、熊野町国民保護計画の見直しについて、執行部から説明を受けたいと思います。

西川部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） それでは、協議案件、熊野町国民保護計画の見直しにつきまして御説明いたします。

お手元の資料5を御覧ください。

初めに、1の要旨についてですが、熊野町国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、通称「国民保護法」に基づき、武力攻撃や大規模テロなどの不測の事態に備え、住民の生命、身体、財産の保護を目的に、平成19年2月に作成いたしました。国が定める「国民の保護に関する基本指針」や「広島県国民保護計画」の内容、また町の組織変更などを反映させる必要があることから、本計画を修正するものでございます。

次に、2の熊野町国民保護計画の構成を御覧ください。大きくは「総論」、「平素からの備えや予防」、「武力攻撃事態等への対処」、「復旧等」の編から構成されています。本計画の作成から国の指針や県の計画について数回の変更が行われていることから、ほぼ全ての項目にわたり変更を行います。

それでは、資料右側の3、熊野町国民保護計画の修正を御覧ください。

大きな項目といたしまして、一つは(1)国の基本指針及び県計画の変更に伴うものでございます。主な内容といたしましては、一つ目は、④情報伝達手段の多重化でございます。武力攻撃事態等における住民への情報伝達手段として、国と地方自治体を結ぶ通信システムである緊急情報ネットワークシステム「E m - N e t」及び全国瞬時警報システム「J - A L E R T」を追加しております。

2点目は、⑤安否情報システムの活用でございます。武力攻撃事態等における安否情報の収集や提供などを効率的に行うため、消防庁が運用する安否情報システムの活用に関する旨を追加しております。

3点目は、⑨国・県の対策本部との連携でございます。国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国の現地対策本部が開催する武力攻撃事態等合同対策協議会へ職員を出席させ、情報共有や意思統一を図るなど、相互協力を行うことを追加しております。

その他、国民保護計画において基本となる用語の解説の追加や、関係機関の事務または業務の大綱として、広島県や指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の名称変更や記述の整理を行っております。

もう一つの項目といたしまして、(2)本町の現状との整合に伴うものとして、組織変更等の見直しにより課名や分掌事務の修正を実施するとともに、町の人口など統計資料の時点修正等に伴う数値や図表等の修正を行っております。

最後に、4の今後の予定ですが、本日御説明した変更案を熊野町国民保護協議会へ諮

問し、協議会からの答申をもって計画の変更とし、議会への報告後、公表を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） それでは執行部からの説明が終わりました。

質疑並びに御意見はありませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） すみません、この国民保護協議会、どういった方がメンバーにいらっしゃるのか、教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） 国民保護協議会のメンバーですが、こちらは武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律のほうで定められておりまして、こちらのほうで、こちらが市区町村の区域を管轄する指定地方行政機関としまして、国土交通省中国地方整備局の広島国道事務所のほうから、自衛隊というところでこちら陸上自衛隊第46普通科連隊。都道府県の職員としまして、広島県西部厚生環境事務所、西部農林水産事務所、広島県西部建設事務所、その所長さんが、あとすみません、海田警察のほうで所長が、第4号で当該市町村長、町長が、ごめんなさい、副町長がなっております。当該町の教育委員会の教育長、そのほか広島市消防局の局長、第6号としまして当町の職員、部長がなっております。そのほか第7号で当該市町村区域において業務を行う指定公共機関または指定地方公共機関の役員としまして、中国電力ネットワーク株式会社、広島ガス株式会社、広島電鉄株式会社、西日本電信電話株式会社ということになっております。そのほか国民保護のための措置に関し知識または経験を有する者として、当町の議会のほうからと熊野町消防団、熊野町医師会のほうからそれぞれ1名ずつ出てきていただいております。合計、会長ほか20名で構成されております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

〇12番（荒瀧） 右のページの上から①NBC攻撃というのはどんな攻撃なんですか。

〇議長（時光） 花岡課長。

〇防災安全課長（花岡） NBC攻撃なんです、核兵器、生物兵器または核兵器による攻撃を示す用語になっております。

以上です。

〇議長（時光） 荒瀧議員。

〇12番（荒瀧） 随分物騒なものが表現として出てきたということは、周辺のパワーバランスが変わりよりますので、正しい情報を国民に提示いただかなくちゃいけないと思うんですが、どういうふうな手法で国民を守ろうとされとるかという情報開示はありますか、国は。

〇議長（時光） 西川部長。

〇住民生活部長（西川） 試験というか、ついこの間も設置試験といいますか、させていただきましたけど、もし何かあればJ-A L E R T、訓練をこの間させていただきましたが、J-A L E R Tとか、今のE m - N e t等で知らせるような形にはなろうかと思えます。

以上です。

〇議長（時光） 荒瀧議員。

〇12番（荒瀧） これは非常に奥が深いと思うんですよ。J-A L E R Tでも間に合いませんよね、NBCは、飛んできたらね。だから、あまり守れんですよ、一部の人は守れても。だから、そういう場合は国家賠償法か何かしてくれるんですかね、守られな

かった方は。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） 申し訳ないです、そこまではちょっと承知しかねますけれども、今のJ-A L E R T、先般北朝鮮がミサイル発射みたいな話もあって、沖縄地方がということもありましたけれども、でも、あのとき皆さんも見られたかと思いますが、一応一旦J-A L E R Tでの周知というか、ことで知らせるということにはなろうかと思えます。その後の賠償とかということまではちょっと把握しかねております。申し訳ありません。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 上から言われるけえするんだということじゃなくて、自主的にやっぱりこういうものも地域で判断せにやいけんとか、考えにやいけん時期に入りつつあると思うんですね。だから、そのあたりもちょっと深く議論をしまして、情報収集に努めていただいて、正しい情報も国できちっと開示いただくと。変にうろたえてもいけん、かえって二次災害が起こる可能性がありますので、このあたりも整理しながら、よろしくをお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） それでは質問がないようですので、この辺でまとめさせていただきます。

ただいまの熊野町国民保護計画の見直しについては、万一、武力攻撃や大規模テロなど、住民の生命、身体及び財産を脅かす事態が発生した場合に、町が取るべき措置をあらかじめ定めておけるように、国民保護計画を適切に更新しながら今後の対策を進めていただくよう要望し、まとめとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただきます。

続いて、報告案件、熊野町国民健康保険制度について、執行部から説明を受けたいと思います。

西川部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） それでは、報告案件、熊野町国民健康保険制度について、お手元の資料6により御説明いたします。

まず、1、国民健康保険制度改革の概要でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、平成30年4月から、県と市町による共同運営、いわゆる県単位化がスタートしております。この制度改正により県が財政運営の責任主体となったことで、県が市町ごとの国保事業費納付金の額を決定し、保険給付に必要な費用である保険給付費等交付金を市町に対して全額支払う仕組みとなり、安定的な財政運営が図られることとなっております。

また、広島県においては、保険者の公平性に配慮して、平成30年度から令和5年度までの6年間の激変緩和期間を設け、期間終了後に、統一保険税率をベースに市町ごとの収納率を反映した準統一保険税率の実現を図ることとなっております。そして、その後、収納率が市町間で均一化したとみなされる段階になりましたら、完全な統一保険税率とすることを目指しております。

これらは、県単位化時における全市町合意の広島県国保運営方針によるもので、これまでの議会全員協議会でも御説明させていただいてきましたが、激変緩和期間の最終年度に当たり、令和6年度から準統一保険税率に改正する必要があることから、改めて御報告をさせていただくものです。

中段の図は、国民健康保険の仕組みを示しており、熊野町を例としたもので、国保加入者は医療機関等で①診療を受け、②一部負担金を支払います。また、本町が③保険税を賦課し、国保加入者は④保険税を納付します。また、本町は⑤の保険事業を実施します。医療機関等は、広島県国民健康保険団体連合会（国保連）を通じて、本町に⑥医療費等の請求をし、本町は医療機関等に⑦療養給付費等の医療費を支払います。本町は、国保税などを財源に広島県に⑧国保事業費納付金の支払いをし、広島県は、本町が医療機関等に支払う療養給付費等の財源となる⑨保険給付費等交付金の交付を行うこととなります。

続いて、2、熊野町国保の現状等についてです。

(1) 被保険者等の推移ですが、令和元年度は年度平均3,203世帯、被保険者数5,003人でしたが、令和4年度には2,916世帯、被保険者数4,346人で、3年間で287世帯657人の減少となっており、後期高齢者医療保険への移行者が増加していることや、被用者保険適用の範囲の拡大などが要因と考えられ、今後も減少の見込みです。

また、(2) 保険給付費の推移ですが、療養給付費、療養費、高額療養費の各年度決算額で合計額が、令和元年度では17億5,939万3,000円、令和2年度は17億2,444万7,000円で、新型コロナウイルス感染症の影響から減少はしておりますが、令和4年度が17億7,162万3,000円となり、その下の1人当たりの保険者負担で見ますと、これは決算額を被保険者数で除したのですが、令和元年度35万1,668円、令和4年度が40万7,644円と増加傾向です。その下の1人当たりの保険者負担推計値は、広島県が国保事業費納付金を算定するに当たり推計した保険者負担額となっております。被保険者数は減少するものの、1人当たりの費用額は増加しているのが全国的な現象となっております。

次に、資料右側、3、国民健康保険税率等についてです。

(1) 税率の算定方法等ですが、①被保険者数、世帯数を推計し、1人当たりの医療費を推計した上で水準を調整して、県全体の診療費総額を推計します。そして②準統一保険税率になるよう、市町国保運営に係る費用額と収入額を調整して、準統一保険税率の算定に必要な保険税総額、つまり納付金算定基礎額となるようにいたします。

続いて、国保税の算定方式は、資産税割も含めた4方式などありますが、③県内統一の算定方式の3方式、所得割、均等割、平等割により各市町に案分して、市町毎の保険税必要額を算定します。次に、④市町毎に国等から交付される公費等を加減算して、市町毎の国保事業費納付金を算定します。最後に、⑤市町毎の保険税必要額に標準的な保険税の収納率を反映して、準統一保険税率を算定し、その税率が、例年1月初旬に県から市町へ提示され、⑥本町の保険税率案を決定し、改正する場合は、議会の議決を得て保険税率が確定するという流れになります。

ところで、これまでの本町における保険税率ですが、(2) 税率の推移と令和5年度保険税率等を御覧ください。本町の国保税は3方式ですので、医療分、後期分、介護分それぞれにおいて、所得割、均等割、平等割の税率を示しております。県単位化後の平成30年度と令和元年度と改正したのち、令和5年度までの5年間は表の①のとおり据

え置いております。令和4年度に県から示された令和5年度の準統一保険税率は表の②のとおりで、その差を③で示しております。

これらの税率をもとに単位当たりの賦課額を算定したところ、次の(3)で示しておりますが、据え置いた令和5年度の税率と県から示された準統一保険税率で算定した賦課額の差は、1人当たりで9,403円、1世帯当たりで1万3,630円となったところではあります。

令和5年度までは、激変緩和期間と国保運営方針で位置づけられ、県の算定においても財源調整がされたところですが、本町国保財政調整基金などによる繰入れによる財源調整も可能であることから、令和5年度の国保税率は据え置いたところではあります。

しかしながら、国保運営方針に基づき、令和6年度から準統一保険税率にする必要がございます。また、熊野町国保財政調整基金の令和4年度末の残高が2億8,566万円余りあり、赤字決算となる場合の財源補填や保険事業などの町独自事業の財源とすることは可能ですが、国保運営方針として、準統一保険税率を下げるための財源としては活用できないこととなっております。

これらのことから、4、方向性ですが、①令和6年度準統一保険税率に改正することとし、1月に県から示された税率に基づいて税率案を算定、2月に国保運営協議会へ諮問、答申を受けて、モデルケースなどもお示しさせていただいた上で、議会全員協議会で協議し、3月議会にて税率改正議案を提出する予定としております。

なお、令和6年度準統一保険税率に改定することは、本年度、全市町に対して確認がされたところではあります。また、具体的な税率は1月に県から示されますが、5年度分として示された準統一保険税率からすると税率が上がることは明白であるため、国保加入者の方に御理解いただくために、②国保制度についての周知として、広報やホームページを活用し、また、当初納税通知において丁寧な説明をしてまいりたいと思います。

説明は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。

竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（竹爪） 今の説明で分かったんですが、1月初旬に提示されるということですね。

そして、それから2月、3月とこの税率改正の上程案が出されるということなんですけど、ここの制度は結局上がるということであるんですが、広報、またホームページで、本当に早めに住民の方に周知していただきたいと思います。分かった時点で速やかにできますことと、県内はこれで統一されるということですよ、金額的なものは。

〇議長（時光） 西川部長。

〇住民生活部長（西川） 今回の統一という部分については、準統一ということで、完全統一のときにはなるんですけども、それは今からちょっと時期は決めるんですが、準統一は、要は市町によって収納率が違いますので、収納率が低ければ確保できる税額が少なくなるので、そういう部分は勘案した保険税率にしようということになって、今は来年度からそこに持っていくという段階です。

周知の件については、実は一応12月からシリーズで、12、1、2、3と4回で、ちょっと国保制度について、まず12月はちょっと保険の制度についてということでお出しする予定なんですけど、それからちょっと国保の仕組みがこういうふうに統一化されてとかいうことで、準統一とかいうことも含めて、ちょっと御案内を広報にてさせていただく予定にはしております。

以上です。

〇議長（時光） 竹爪議員。

〇8番（竹爪） それで分かるように、住民の方にきちっと内容が分かるようにお伝えしていただいて、不安を払拭していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〇議長（時光） ほかにありませんか。

荒瀧議員。

〇12番（荒瀧） 基本的なところですが、国民健康保険に入っていらっしゃる方の職業は大体どういう方ですかね。

沖田議員。

〇9番（沖田） 市町ごとの収納率を反映した準統一保険税ということなんですが、ちなみに熊野町は23市町の中で収納率ほどのぐらゐの位置にいるんでしょうか。

〇議長（時光） 福嶋住民生活部次長。

〇住民生活部次長（福嶋） 収納率なんですけども、令和、この3年間ぐらゐの収納率が2年度が94.68、3年度が95.74、4年度が95.14%なんですけども、基本的には95%を超えるとちょっと交付金が増えるというような仕組みになっております。県内の順位といたしましては、ちょっとはっきりとした順位は覚えてないんですけども、真ん中あたりだというふうに認識しております。

以上でございます。

〇議長（時光） 沖田議員。

〇9番（沖田） これは、広島県においては収納率が市町間で均一化したとみなされる段階で完全な統一保険税になるということなんですけども、県のその見通しですよ。大体どのぐらゐになるとかいうのを伺いしていれば、お聞きしたいんですけども。

〇議長（時光） 西川部長。

〇住民生活部長（西川） 6年度からかな、大阪とかは統一するということにはなっているんですけども、大阪府ですよ。広島県で言えば、今この国保運営方針が、5年度が、6年間で5年が最後で、次の分を見通しをするということになっていて、今協議しているところですよ。まだそこは整ってないんですけども、県の提示では令和9年度という提案があるんですけども、ちょっと反対する市町もありますので、そこは今からどうなるかというの、今から協議して決まってくるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（時光） ないようですので、ただいまの熊野町国民健康保険制度については説明を受けました。本件については、引き続き、国保の財政主体である県と連携し、1月に示される数値等により適正な税率を定めるよう要望し、2月の全員協議会において協議することとし、まとめとしたいと思います。

続いて、協議案件、熊野町地域公共交通計画の策定について、執行部から説明を受けたいと思います。

西川部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） それでは、協議案件、熊野町地域公共交通計画の策定について御説明いたします。

お手元にお配りしております資料7-1、7-2を御確認ください。熊野町地域公共交通計画（素案）を資料7-2としてお手元にお配りしておりますが、資料が多量のため、策定内容をまとめました資料7-1にて主に御説明し、主要な内容や図などについては資料7-2を交え御説明いたします。

それでは、資料7-1を御覧ください。

項目番号1、要旨でございます。本町では、令和4年1月から熊野町地域公共交通計画の策定を進めており、本計画の素案の策定について協議をさせていただきます。

続きまして、項目番号2、熊野町公共交通計画の基本的事項でございますが、資料7-2では1-1ページから1-6ページの内容となります。また、各項目の見出しの後に括弧書きで記載するページ番号は、資料7-2におけるページ番号となっております。

まず、（1）計画の背景・目的でございます。熊野町地域公共交通計画は、本町の住民生活や経済活動を支える公共交通を維持・確保するために、社会情勢の変化や公共交通を取り巻く環境の変化に対して、本町の特性を踏まえ、まちづくりと連携して進め、持続可能な都市の実現のために、町全体の生活利便性の向上に資する公共交通の充実を図り、事業者や住民と連携しながら持続的に取り組むことを目的に策定するものです。

次に、（2）上位・関連計画等でございますが、本計画は、本町の上位計画である第6次熊野町総合計画、関連計画である熊野町都市計画マスタープランや、本計画と同様に策定を進める熊野町立地適正化計画と整合・連携を図り、策定を行っています。

続いて、（３）計画年次でございます。本計画は、中長期的なまちづくりの方向性を視野に入れ、１５から２０年後を展望しつつ、第６次熊野町総合計画の目標年度と整合を図り、計画期間を令和１２年度までとします。

続きまして、項目番号３、公共交通を取り巻く現状と課題について御説明いたします。資料の７－２では２－１ページから２－１８ページの内容となります。

資料７－２のページ２－１８を御覧ください。Ａ３の緑の部分になります。

公共交通の課題は、本町の概況や住民アンケート調査、上位・関連計画の整理を踏まえ、課題を抽出し、整理しました。表の一番左側にあるそれぞれの交通に関する視点を掲げています。

まず、日常における移動については、通勤・通学、また買い物・通院などの日常における現況について整理し、その各項目に対する課題を右側に掲げています。

次に、まちづくりの骨格となる交通ネットワーク拠点については、町内を走る主要なバス路線、阿戸線やおでかけ号などの現況を整理し、課題を掲げています。

最後に、公共交通を展開する体制・仕組みについては、東部地域、中央地域、西部地域などの地域の状況や交通事業者の現状を整理し、課題を掲げています。

資料７－１にお戻りください。

項目番号４、目標・基本理念・基本方針について御説明いたします。資料７－２では、３－２ページの内容となります。

熊野町地域公共交通計画では、上位計画である第６次総合計画の将来像や基本目標を踏まえ、町を縦断するしっかりとした公共交通幹線軸をつくとともに、日常生活に合った使い勝手の生活交通網を構築するため、基本理念として、「住むまち・住み続けるまちに選ばれる魅力と価値を高める公共交通」を掲げ、各目標の実現に取り組むものです。この将来の公共交通網の実現や、先ほど御説明いたしました項目番号３、公共交通を取り巻く現状と課題に挙げた課題の解決を図るため、３つの基本方針を掲げております。

最初の「なんかいい！生活がおくれる公共交通サービスの充実」では、「広島市街地・呉市街地方面への通勤・通学等の利便性を高める」、「町内での買い物や通院の利便性を高める」、「町の住みやすさ、観光のポテンシャルを引き出し、外出機会を創出する」の３つの目標を掲げています。項目番号３、公共交通を取り巻く現状と課題の中で説明させていただきました視点１の課題に対応するものとなっております。

次に、「ちょうどいい！利用できる公共交通体系の構築」では、「幹線となる公共交通の安心感を高める」、「町内の移動手段を身近で使いやすくする」、「多様な手段、目的を持った人が集まりやすくする」の3つの目標を掲げ、視点2の課題に対応するものです。

最後に、「やっぱりいい！公共交通を持続させる体制づくり」は、「多様な関係者が自分たち事として持続的に関わりやすくする」とした目標とし、視点3の課題に対応したものです。

3つの基本方針に対する目標については、資料7-2、ページ3-3、A3用紙の「公共交通が果たす役割の将来像」を御覧ください。

基本方針における目標の取組による将来像をイメージしたものになります。まちづくりと連動しながら、町内を縦断するしっかりとした公共交通幹線軸ときめ細やかな生活交通網を整え、それらを交通拠点施設の整備や生活利便施設での乗換えの利便性を高めることで、町内での日常生活、町外への通勤・通学等の利便性向上を目指します。将来イメージの中で、青い線で示す公共交通幹線軸は、商業、公共、医療等の施設が集積する都市機能誘導区域内の幹線道路において、本町から周辺市町への地域間の移動を担うバス路線について、公共交通の軸としての機能の強化を図ります。

続いて、緑色の線で示す生活交通網は、西部・中央・東部の各地域において、暮らしの中心となっているエリアに向けた移動と公共交通幹線軸と接続するための移動を担う移動手段について、町内を移動する公共交通のきめ細かさの充実を図ります。

赤い線で囲んだピンクの着色したエリアは、都市機能誘導区域内の交通結節エリアとなります。まちの中心部となる交通結節エリアでは、公共交通の乗換えや日常生活、交通などの多機能な交通拠点施設を交通結節エリア内の役場周辺に整備するとともに、生活利便施設の特性を生かして乗換え機能の充実を図ります。

続いて、資料7-1、項目番号5の将来像に向けた事業について御説明いたします。ここでは、施策の方向性や主要事業などを掲げています。

資料7-2、4-1ページを御覧ください。

基本方針で掲げた目標に対する施策の方向性を定め、次の4-2ページで施策の方向性に基づく実施事業を示しています。また、7-2のページ4-4下段で主要事業を掲げています。

まず、「公共交通幹線軸の構築による広島市街地、呉市街地方面への利便性の向上」

では、事業1－①路線バスの再編と、事業4－①広島電鉄の路線である萩原熊野営業所間の路線バスの強化を掲げています。これは、町外への通勤・通学等で利用されている公共交通幹線軸となる広島熊野間のバス路線について、利用者のニーズを踏まえ、鉄道も生かしながら、町の中心部から広島市街地方面へのアクセス性向上を図るとともに、中心市街地から広島市街地、呉市街地への町外への移動の利便性を向上させるために、萩原熊野営業所間のバス路線の強化に取り組むものです。

次に、「生活交通網の構築による町内での買い物や通院等の利便性の向上」では、事業2－①町内の移動手段の改善を掲げております。これは、高齢者や若年層等の自転車を運転できない世代が、町内での生活で公共交通を使いやすくするために、阿戸線やおでかけ号などの生活交通網について、運行経路・時刻表を見直すことなどにより、より利用しやすい公共交通になるよう取り組みます。

次に、「交通拠点施設の整備による新たな人の流れの創出」では、事業3－①交通拠点施設の整備を掲げ、公共交通の幹線軸となる路線バスと町内のきめ細かな移動を担うおでかけ号等をつなげるとともに、都市機能誘導区域内の医療、子育て、商業等の生活利便施設と連携してワンストップでサービスを受けられるよう、交通結節エリア内の役場周辺において、交通拠点施設を中心とする複合施設等を計画的に立地適正化計画と連携し取り組みます。

次に、「多様な主体が連携して取り組む共創環境の形成」では、事業7－①共創による地域交通の取組を掲げており、令和4年度に試行した地域交通共創事業の検証をもとに、住民・交通事業者・生活サービス事業者・行政といった多様な主体の共創により、地域のにぎわいづくりと連携したバスイベント等の取組を行い、公共交通の利用促進を図ります。

続きまして、具体施策になります。資料7－2では、ページ4－8から4－13までとなります。先ほど説明いたしました主要事業のほか、ページ4－2に掲載する施策体系に連動した各事業を掲げています。

続きまして、項目番号6、評価指標と目標値になります。資料7－2では、ページ5－1で各施策の実施により目標の達成によりもたらされる成果を念頭に、ページ5－2で、各施策の目標の達成状況を確認するための評価指標及び目標値を設定しています。

続きまして、項目番号7、計画の実現に向けてでございます。資料7－2のページ6－1、6－2になります。施策実施状況や目標達成状況の評価・検証を、引き続き熊野

町地域公共交通活性化協議会で行い、計画の達成に向けた継続的な改善を推進します。

最後になりますが、熊野町地域公共交通活性化協議会を令和4年からこれまで7回開催し、御意見を伺いながら、協議・検討を進めてまいりました。また、11月21日に開催しました第7回協議会での意見を踏まえ、現在素案の調整を進めているところです。

今後のスケジュールでございますが、12月上旬から1月上旬にかけパブリックコメントを実施する予定としております。実施方法につきましては、町ホームページへの掲載や、役場・各防災交流センター等での備えつけを予定しております。そこでいただきました御意見等も踏まえ、令和6年2月に最終的に取りまとめを行い、2月の全員協議会において改めて御報告させていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はございますでしょうか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） 今、地域公共交通計画の策定に向けての概要をちょっと伺ったわけなんですけど、資料1-7の5の（2）の施策1ですよね。ベッドタウンの価値を高める公共交通サービスの充実と書いてあるんですけども、ベッドタウンというのは、どこの市町に対してのベッドタウンなのか、ちょっとそこを教えてほしいですね。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 熊野町としましては、広島市とか、やはり呉市とかへの通勤・通学の方々がいらっしゃるんで、そのベッドタウンという意味での言葉を使っております。違いますか。ごめんなさい。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） 本町を地理的によその市町の方に説明するとき、熊野町というのは広島市、呉市、東広島市のトライアングルの中心にある町ですという表現をするんですよ。

ね。この計画を見たら、広島市と呉市への交通アクセスというものは考慮されておるんだが、東広島市への交通アクセスというものは入ってないように思われるんだよね。熊野町から黒瀬にある大学へ行く方もいれば、広島大学のほうに行くこともあるし、東広島方面には今どんどん工業団地というのも増えておって、熊野町から東広島市方面へ通勤・通学されるという方も今増えてきている状況であるというふうに思ってます。その量にしてはどうなんだろう。呉市へ行くより、東広島へ行くほうが今増えよるんか、それと同等ぐらいじゃないのかなと思うんですけども、東広島へのアクセスということについては、執行部のほうは考えておらんのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） 地域公共交通の計画ということで、今こちらで策定させることにしております。実際、現実、公共交通、確かにバス、阿戸線、芸陽バスがあるので、確かに公共交通というか、そういうバス業者がいるとあるんですけども、その部分までは、まだ今のところは、その例えばバス路線を増やしていくとかというところまでは踏み込んだ計画にはしておりません。現状としましては、広島電鉄さんもどちらかというところと撤退したいというところもなきにしもあらずですけども、できるだけ熊野町に路線バスを残していきたいというふうに考えておりますので、そういう部分での計画がちょっと大きくはなってます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） ベッドタウンの価値観を高めるということであれば、東広島へのアクセスというのも考えないといけないし、どうなんだろう、阿戸で今までバスが停まっていたから、新宮・初神方面はあまり乗客が乗らなかったと思うんですけど、これが新宮で停まるのではなくて、例えば西条方面へ抜ける路線を新たに開拓するということにもしなれば、あの路線の乗客数というのは増えていくんじゃないのかなというふうには思うんですよね。広島バスとの絡みというのものもあるんですけども、ちょっとその辺についても今後ちょっと考えてもらいたいなというのがありますので、だから東広島方面、ちょ

っとどう思っていますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 尺田議員の意見はごもっともだと思います。ただ、現状においては、三方を確かに囲まれておりますが、広島・呉へのアクセスは、公共交通ではバス路線が既にございます。これを維持することはできるんですが、簡単ではないんですが、東広島方面は、残念ながら定期の公共交通はございません。これを今後延ばしていくとなると、例えば広電にしても経営的には非常に苦しい状況でございます、東広島までのバスを熊野町から出すとなると、莫大な維持費をうちが負担するという事も考えていかなければならないと思っております。正直に言うて、今、阿戸線と、それから東広島方面のバスですね、これも決して安泰ではありません。かなり厳しい状況になってくると思っておりますので、そこら辺も頭に入れながら、機会があれば考えていきますが、この問題は東広島とも関連してきますので、高垣市長とも話題のときには取り上げてみたいという気持ちはしています。ただ、簡単ではないということだけは御承知おき願いたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） 町長、わざわざありがとうございます。

町長がおっしゃるのも重々よく分かっております。全国各そういった路線バスというのが廃線になってきとったり、また便数というのでも削減してきとる中で、延伸をしてほしいとか、町のほうで大きな出費をしてほしいとか言いよるわけじゃないんですが、本町が生き残っていくためにも、そういった例えば東広島方面なりに通勤されている人数とか、通学されてる人数とか、ああいったものの調査というのもある程度ちょっとしてもらって、将来的に実施してもらいたい。これは要望なんです。

以上でいいです。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

水原議員。

〇3番（水原） 4番ですかね、4番の目標に、町内で買い物や通院の利便性を高めるとあるんですが、これは具体的にどういうふうな計画で高めようと思ってるのか、ちょっと教えてもらいたい。

〇議長（時光） 熊野課長。

〇生活環境課長（熊野） 町内での動きになると思われれます。阿戸線というものが、今町内でも昼間ですと病院群まで動いております。萩原あたりのやっぱり通院、買い物あたりのこと。それから、今やっておりますおでかけ号、このあたりの今からまたリニューアルといいますか、そういったものも考えていって、利便性を高めることによって、通院とか買い物の利便性を高めていきたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長（時光） 水原議員。

〇3番（水原） それはちょっと限界が予算的にもあるとは思いますが、今、広電さんのバス路線とおでかけ号、阿戸線というものに対して、3つを1つに組み合わせて、時刻表なりを合わせるというようなことはちょっとできないんですかね。広電の時刻に合わせておでかけ号を回すとかという。そうすればちょっとでも遠くに移動できるというような可能性が出てくると思うんですが、そこのところはどう考えていますか。

〇議長（時光） 熊野課長。

〇生活環境課長（熊野） それを言いますと、もっと大きく言うとJRがやっぱり一番最初に時間が決まって、そこに対する広電のバスの時間、またそれに対する今度は阿戸線、おでかけ号というふうに順番になっていくと思うんですけど、そのあたりの工夫できる時刻表作成、これについても今後については考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長（時光） 水原議員。

〇3番（水原） それと、目標値3ですね。町の住みやすさ、観光のポテンシャルを引き出し外出機会を創出するということは、まさしく筆の里工房にもちょっと直結するところがあると思うんですが、筆の里工房のほうにバスの乗入れというのを考えられないのでしょうか。

〇議長（時光） 熊野課長。

〇生活環境課長（熊野） 平成21年に無料のシャトルバスというのをやっておりましたが、このときには雇用創出基金ということで、あまり採算が取れない。だから雇用はできないというようなことでやめているという状況もあります。今後、やっぱり筆の里工房も魅力あるものにリニューアルされていく中で、やはり自家用車では本町に来れない方々、そういった方々の工房、今でいうとさとの駅あたりとか、そういったところを結ぶとか、そういったものも社会実験的なもので今後考えていきたいなどは思っております。

以上です。

〇議長（時光） 片川議員。

〇10番（片川） 今の水原議員の質問の関連でいえば、今のアクセスの問題がありましたね、工房への。これ町民第一義の施設としてつくるということを説明なされたんですね。町外からのアクセスより、町内の人のアクセスをもうちょっと考えてなけにゃいけん。ここを重点を置いていただきたいな。それプラスアルファ町外からだろうと思うんですね。そこを水原議員の質問に対しての関連でお願いしておきたいと思います。

この公共交通は広電ありきなんですね。広電、言葉は悪いですが、脅しのように毎年助成金を求めてまいりますね。維持が難しい、撤退したいんだと。これ何年後にどのぐらい上がるんでしょうかね。どのぐらい助成を求められて増えてきたときに熊野はほか

の手段を考えるんでしょうかね。ほかの考え方というものは今はございませんか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 片川議員の質問は、広電に対する助成というのは、去年とおとし出した臨時交付金を使ったやつですね。分かりました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） その臨時交付金関係については、ちょっと今の原油高とか、物価高とかいう広電の経営を圧迫している、そのもとに助成しているということなので、今のまちづくりというところの、今のような広電に助成して何か実験するとかいうような、そういう制度には使えないとは思うんですよね。今、言われますように、定期バスはなかなか工房へは非常に難しいとは思いますが。

もちろんいろんな、さっきも出ましたけど、いろんな臨時的なものを取り入れながら、その中で実現性を探っていくという方法はもちろんあると思います。それ以外に、やはり現実問題として、今の筆の里工房のアクセスを、新たに道路をつくるとか、定期線のバスをつくるとかいうのはやっぱり現実的では正直いうてありません。ですから、今の状態で道路というのはそういうことになると思うんです。だから、今度は役場なり、営業所なり、中心部から行くためにそういう何か変わった移動の手段ですね、何とかモビリティとかあるみたいですけど、そういったようなものが使えないかと思えます。施設に自転車なんかで行ける、電動機付きのですね。そういうのでやるような移動手段を確保して、行きやすくするという方法もあると思うんです。

いずれにしてもいろんな方法を試しながら活用できるものは活用していくと、こういうことになるんじゃないかというふうに思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） 今のこの2年にわたっての臨時交付金で例えればそういうことですね。阿戸線を鑑みたときに、撤退したいということでああいう形になったんでしょう。全面

的に撤退ということは言うてこんとありますが、呉へのアクセスと矢野駅までのアクセスと、それから萩原等のバスの運営ですよね。これが逼迫してきたときに、補助金は出さなくても、撤退したけりゃしてもいいですよという熊野の姿勢があるんですか。それに対する熊野町内でのアクセス方法の独自のおでかけ号を増やしたりとか、極端な話です。マイクロバスを走らすとかですね、無理と工房までのアクセスを、営業所から役場から広電を回す必要はないわけですね。考え方としておでかけ号を出したりとか、それ専用のシャトルを出したりとか、そのシャトルに関しては失敗でもあるよということであったんですけどね。広電がもし今後、便数を減らしますよいう、これは可能性としてあると思うんですね。このときに町としては、何らかの形で補助金を出して維持していただくのか、それともほかの手段を構想の中において、今練っておられるのか、どうなのかなというのをちょっと、実際のところ、そこを知りたいんですね。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） この計画の中では、公共交通結節点の中にそういう施設をつかって動きをできるだけつくっていくようにして、そういう路線バスを維持するような形にしていきたいというふうには考えてます。補助金を出すというありき、前提ではこの計画ではしておりませんし、まずそういう方向性で進めていきたいというふうに考えてそういう計画にしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） それは頭がないということですね。もし、広電が便数を減らしますよと、なのでしたけりゃ減らしんさいよと、うちのほうは出しませんよと。極端な話が、それはもう前提にないから、降って湧いてきたものに対しては町としては対応いたしませんと、極端な話ですね。

さっきの工房の話と一緒に、ある程度想像していただいて、こういう可能性もあるんじゃないかと。そういう可能性が出てきたときには、熊野町の行政としては、府中じゃないですが、坂じゃないですが、それなりの町内でのバスを運行する施策も頭の隅にあ

りますよと。それによって、今より利便性を図るんだと。そして今の利便性も維持するんだという考え方はできんもんなんでしょうかね。それは、もう今のところ、広電が言うてくるわけないという考え方のもとにおいて考えていくのか。いかがでしょうかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 地域の公共交通というのは、住民にとって非常に大切です。ですから、これを残すことが町の最大使命だというふうに思ってますので、今はもうこの路線を少なくとも維持することを大目標にすると。もちろんそれは民間企業のことですから、そういった事態が起こるかもしれませんけども、起こるケースは想定はしとかなくちゃいけないんですけども、何にしても、今は今のように先に撤退しやすい環境をつくらない。こういう計画でしっかり投資をして、路線を維持するという事に努めるのは第一原則じゃないかと思うんですよ。だから、当然そういう事態が起これば、公共交通を失うことがないように、補助金がいいのか、代替の交通手段を取り入れるのがいいのかはともかくとして、そういうもと、そういうことを考えておりませんというのではないですけど、今はそういう想定はしてないということでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） よろしいですか。

ほかにありませんか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 次の立地適正化ともつながっておりますので、一遍に言います。県道矢野安浦線バイパス、これ一般質問でもお願いしたんですが、アンケートはもうできないという流れの中でつくってあるんですけど、9月に一般質問しまして、その後県土木の、今頃は西部建設事務所というんですかね、スポンサーになってくれる業者とも一緒に行ったりしておるんですが、もう二、三年のうちには呉地の公会堂のどこまでつくりますよと言っておられて、地主の方にも、今年の1月には町の担当者のお名前もあって、県の西部事務所の名前と連名で全体スケジュールの表が届いております。ということは、去年の令和4年度の段階でもう分かっているはずなんです、これ。県道が公会堂のところまでできるというのは。改良されて役場まで来ると。となると、ループができ

るんよ。役場を通過して、また西へ行って、団地の中をまた回って、8の字に循環できる道ができるわけですよ。今いう一番安いほうとなると、それは無人の電気自動車がいいか分かりませんが、町内をぐるぐるぐるぐる、そこは定期的に車が回れるわけですよ。それが循環すると宅地もつくりやすくなる。ちょうど重なりますから、開発エリアと。その点はいいんですが、せっかく優秀な研究者やら、実務家も集められたんで、その点、入ってませんけど何ででしょうか、バイパスの延伸の件。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 三村町長。

~~~~~○~~~~~  
○町長（三村） 荒瀧議員の質問がちょっとよく分からんですが、今言われた公会堂までバイパスができるというのは誰が言いましたか。

~~~~~○~~~~~  
○12番（荒瀧） 県。

~~~~~○~~~~~  
○町長（三村） 県の誰が言いましたか。西部建設の誰ですか。どなた。いやいや、私は町長ですから。聞いてないですよ、多分。だから、そういううわさ話で物事を進めていくと、ひっくり返ったときに誰も責任が取れませんよ、申し上げておきますが。そこは気をつけていただきたい。

やはりこの道路の財源の問題もあるし、今回東京へ行ったのもそれを含めてのバイパスの、すごいお金がかかりますが、これも有利な財源があるためにそれをお願いに上がったというの也被ってました。いい回答をもらって来ましたんで。だからそういうことがありますので、どんどん状況が変わってきますから、申し訳ないんですが。

国も5年後、10年後の各路線の財源をどうするというのは決めてないんですよ。そのときの予算の範囲内で全ての配分をやったりしますので、だからあまり予測に基づいてその先を展開する、議論を展開するのは大変危険だと思いますので、その点だけはよろしくお願ひしたいと思います。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~  
○12番（荒瀧） 私らも国会陳情に上がりましたよね。あの資料も。国会議員に陳情し、

私らは行ってるんですよ、あの道路の件で。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） どういう回答だったんですか。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 陳情ですよ。その時期に、併せて県の西部事務所も行きましたから、土地の買収も入ります、二、三年でつくりますって言ってくれましたよ。だからそれはお伝えしますよ。それはあなたに名前を教えます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員、これは公共交通計画についてですから、ちょっとずれんように。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 公共交通に関わる大きな道路の計画もあります。これがあるかないかでこの計画が全然変わってくる。町内を循環できるバス、あれができるんですよ、8の字型のループが。呉地へ入って、役場の前へ入って、団地へ帰っていけるんですよね。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） 県道のバイパスのことにいろいろな意見が飛びかっているんですね。せんだっても、当町の建設のほうへ確認いたしまして、県へ御確認いただいたんですが、今出た話と私の認識が随分違うんですね。ほかの方からもこのような意見を聞きました。町の今の認識として、はっきり県道バイパスの進捗状況を皆さんに提示していただけますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） これにつきましては、以前の質問等でもお答えしておるところともかぶるんですけども、現在ハローズのところまでできて、それから2期工事ということで、現在、設計・用地測量等に入っておるという状況でございます。基本的に西のほうから進めていくと、東中のところまでの計画ではございますが、用地買収等についても西のほうから入っていくと。その道路、1.3キロという延長がございます。途中

には、先ほどちょっと話に出ておりました県道にも接続するという中で、まず県としても1回線、県道に接続までを、今回の2期工事の中でも、まず大きな道路に接続するまでを優先してやりたいというふうにはお聞きをしております。その中で、今年度後半からもう用地交渉等にも入っていくという部分についてはお伺いしております。その中で、要は努力を進めるということで、その暁には、県道までまず行き着いた折にはまず供用をしたいという思いは持っておるという状況はつかんでおります。それから、またどんどん東に進んでいくという流れになろうかというふうには思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 私が御提案している民地、竹藪から含めてね。この計画、民間活力を活用して、宅地化するか、何をするかはまた今考えよりますが、これが要は公共交通の要とひっついてくるわけですよ。宅地にしようと思えば、あそこへバスが通れば非常に宅地化しやすい。住宅地化しやすい。まあ住宅ばかりがいいかどうか分かりませんがね。だから、そのためにも予算をつけてくださいとわしは県にもお願いするんですが、向こうもやりましょうと言うてくれちゃったですよ。土地の地権者も了解を皆さんにいただきましたから、周辺の。そんな意味で、この公共交通、立地適正化の中でもバイパスの道があるかないかは全然違った計画に変わってくる。夢が広がったわけですよ、これあると。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） この立地適正化計画というのをまず説明をしたいと思いますので、もちろんその計画の中で、新しい道路の周りを将来の居住の区域として、ぜひともいい誘導をしていきたいという区域には当然するわけですが、こちらの地域公共交通計画は、そこまで詳細にどういうふうにルートをするかというところまで詰めるのではなくて、今の拠点を、申しましたようにできるだけ、今、西の陸地だけになってますよね、どちらかという。あれを何とか中心に持ってきてたい。そういうのを中心にして、じゃあそこまでの間を、じゃあどの路線を通ったらいいのか、この中でまたループするのがいいの

かというのは、これはまたこの後の実際の状況に応じて事業者と協議していくものということになります。あくまでも何とかその拠点をこちらになるべく中心に持ってくる。それで、今おっしゃられた呉地のほうも含まれるようになるというふうに思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） ちょうど後期高齢者の方も75を超えだしまして、私もあと10年したら車は乗らないようにしようという感じしております。ということは、そういう方々がやっぱり公共交通に乗ろうという機運が上がっていかにかいけん。その中で、より利便性のある、要は施設といいながら西の営業所は特殊になりますけど、ずっと循環すれば広くお客様が拾えるじゃないですか。熊野町の土地の評価も上がってくるということだね。そういう意味で、あのバイパスの書くか書かんかで専門委員の発想が全然変わってくるということですね。それをなぜここに入れられなかったのかなど。計画道路は、今年の1月にはそういう事業計画まで地主にも回つとるわけですよ。それをできるように今度は努力するのが、町長が予算がないけえどうかいうて逃げて、予算をつけるようにわしらは頑張る。じゃけ、国会陳情に行ったんです。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 予算をつけるように頑張るといのはよく分かるんですが、頑張れば100%つくもんじゃないです、これは。分かりますか。国土交通省の予算も限りがあります。全国から要望が入ってるんで、広島県の中でもたくさんあります。その中で取ってこれるように頑張つとるんだから国へお願いすれば100%つくようなものじゃない、御存じだと思うんですが。というようなことは御承知おき願いたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） お願いというか、こんな魅力的なまちになるからこの県道が要るんだというのを国に提案しないと、官僚も、よっしゃと思ってくれてないですよ、頼むだけじゃあ。こんな魅力的なまちになるんだ、これがあることによって、ということが大事

だと思えますよ。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 繰り返しになりますけども、拠点となるべくこちらの東の役場の中心部に持ってきて、町の活性化を図りたいと思えます。

バス路線に関しては、やはりバスの今のループのように延長がなくなるとやっぱり時間がかかるということで、バス路線の業者としてはその定時性の確保ということが一番問題にするようです。路程が長くなるほど時間が狂いますので、だんだんと。そういうのを嫌うんです。ですから、一番効率がいいのは県道を走るのかもしれませんが、そういうこともあるかも分かりませんが、新しい道路が出ると、今のようにお客さんの状況がまたどういふふうになるか分かりませんので、この計画ではそこまではあれですけど、どこを通ったほうがいいとこまでは詰めるような内容にはなりませんけども、今の中心部に持ってきて、町の中心も、南部地域もその中で交通は考えていくと、公共交通でですね。そういうふうに考えていただきたいというふうに思えます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 呉地も新しい住宅が建って、今から高校生、優秀な方は中学から市内へ入られるかも分かりませんが、どんどん通勤・通学の可能性が増えると思えます。だから、ぜひ矢野駅までのJRとのつながりの中で、町内の利便性を高めて、随分公共交通の利用率をみんなで盛り上げていこうじゃないかという機運を高めていく。これをぜひお願いしたい。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 言われたことは分かりました。頑張りますが、私も議員さんも含めて、バスの利用率を上げようではないか。年に何回かはバスの日をつくるとかいうこともええんじゃないですか。なかなか公共交通の今の問題、鉄道もそうですが、三江線にしろ何にしろ、廃止が決まったら人が押し寄せるといふことなんです。だから、ふだんは

マイカーで皆通勤するんです。そこをまず隗から始めよです。率先垂範。まずバスを使うということ。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 東の交通、バスの貸与で3,000万ほどかけて乗ってますよね。利用率はどうですか、バスのときと比べて。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 阿戸線の利用状況だと思いますが、4年度まで、ちょっと10月1か月の数字ですけど、広電がやっていたときには、4年度の10月で1,800人ぐらい。それが5年度の10月では2,085人ということで、少し伸びてはおります。以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 結局ここなんですよ。地域の盛り上がり、やっぱり金をかけても上がらない。町長も地元に行かれて、あそこへ、みんなに乗ってくれと。わしらもそうですが、それを盛り上げてもらわにゃ。せっかく3,000万を使ってやるんですから。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 今200という数字を申し上げましたが、年間だろう。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 今のは1か月分です、延べ人数。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） なかなかまだまだ採算が取れるベースじゃないんですよ。もうちょっと

上げないと。それは御承知おき。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 地域がこれだけお金をほんとありがたい、みんな乗ろうでという機運を、町長、歩いて上げてくださいよ。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 確かに地域は使わにゃいけないのですが、我々も含めて地域と考えたほうがいいんですよ、もう。バス全体から考えると。阿戸線の問題は、いずれ萩原までの路線と営業所から広島へ行く路線は波及しますから、バスの利用者が少ないと。まさに三江線の問題になりますので。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 計画の4-8、付加価値のあるバスサービスの提供・検討というふうにごこへうたってあるんですけども、正直、その路線バスを維持していくことで今いっぱいいっぱいのような現状を感じるんですが、この付加価値のあるバスサービスを提供、検討するところまで果たして行ってるのかな。ここへ書いてありますので、通常の路線バスとは異なるサービスの導入を検討するというので、具体的に何を検討しようと思っらっしゃるのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） 過去にバスのやりくりだったかもしれませんが、呉へのクレアラインの便とか、ちょっと大きめの便とかもあつたりしたようなことがあつたようです。クレアラインとかのバスはちょっと広いようなこともあつたようなので、そういうこと

も検討いただけたらということで、働きかけとかも含めて。そういう意味で広いシート  
といますか、そういうリムジンバスのものを、そういう便を使われたこともあった  
ようなので、そういうことも含めてちょっと御提案も。確かに、維持という部分があ  
るんですけれども、そういう部分も検討していただけたらなというふうに思って記載し  
ております。

以上です。

〇議長（時光） 沖田議員。

〇9番（沖田） ですから、何が付加価値になるんですかね。

〇議長（時光） 西川部長。

〇住民生活部長（西川） だからシートが広いバスとかを使われてたことがあったので、  
そういう意味では、シートが広ければ乗り心地がいいとかいうことを踏まえています。

以上です。

〇議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（時光） それでは質問がないようなので、このあたりでまとめさせていただきます。  
ただいまの熊野町地域公共交通計画の策定については、12月からのパブリックコ  
メント実施後、意見を踏まえたもので、2月全員協議会に報告されるようです。執行部  
におかれましては出た意見を十分考慮した計画となるよう要望し、まとめとしたいと思  
いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（時光） 異議がないようなので、本案件については、ただいまのようにまとめさ  
せていただきます。

暫時休憩いたします。

再開は、15時5分。

（休憩 14時48分）

(再開 15時01分)

〇議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、協議案件、熊野町立地適正化計画の策定について、執行部から説明を受けたいと思います。

堂森建設農林部長。

〇建設農林部長（堂森） それでは、協議案件の熊野町立地適正化計画の策定について御説明いたします。

お手元にお配りしております資料8-1、8-2を御確認ください。

熊野町立地適正化計画（素案）。米印で記載しております調整中令和5年11月15日時点資料8-2としてお手元にお配りしておりますが、資料が多量のため、概要をまとめました資料8-1にて主に説明させていただきます。また、主要な内容や図及び表の説明については、資料8-2を交えながら御説明させていただきます。

それでは、資料8-1を御覧ください。

項目番号1、要旨でございます。令和4年度から令和5年度にかけ、熊野町立地適正化計画の策定を進めており、本計画の素案の策定について協議させていただきます。

続きまして、項目番号2、はじめにでございます。

初めに、（1）計画の目的でございますが、立地適正化計画は、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加え、居住機能や都市機能の誘導により、人口減少社会においても持続可能なまちづくりに向け、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するものでございます。

次に、（2）計画の位置づけでございます。上位計画である第6次熊野町総合計画及び広島圏域都市計画マスタープランに即し、熊野町都市計画マスタープランの一部（高度化版）として位置づけるものでございます。

続きまして、（3）計画の対象区域でございますが、都市計画区域の全域として、本町全域を計画の対象区域としております。

続きまして、（4）計画の目標年次でございますが、おおむね20年後の令和27年の目標達成を目指すこととしております。ただし、上位計画等の改定や本計画の達成状況、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしております。

続きまして、項目番号3、熊野町を取り巻く状況と解決すべき課題でございます。熊野町を取り巻く状況と解決すべき課題につきましては、本町の概況や住民アンケート調査、住民ワークショップ、上位関連計画の整備を踏まえ、課題を抽出し整理いたしました。課題の1として「熊野町のよさを生かした定住・移住環境の向上」、課題の2として「自家用車を利用しなくても、多くの方が暮らしやすいまちの実現」、課題3といたしまして「自然災害に対する暮らしの安全・安心の向上」、課題の4つ目といたしまして「筆の都の活力・魅力の向上」、以上、これらの4項目を課題として掲げております。

続きまして、項目番号4、まちづくりの方針でございます。上位計画である第6次熊野町総合計画、熊野町都市計画マスタープランの将来像や基本目標を踏まえ、まちづくりの方針として、「都市環境と自然環境が共存した熊野暮らし～コンパクトでつながりのあるまちの実現～」を掲げ、持続可能なまちづくりを目指すため、具体的な立地適正化計画の基本的な方針を定めます。

基本方針の1として、交通拠点施設と誘導施設の整備等による都市機能の集約・誘導として、①既存の都市機能集積の維持・強化、②町の魅力を高める新たな都市機能の創出。

基本方針2として、安全で生活の利便性の高い区域への居住の誘導として、①市街地住環境や交通利便性の向上による居住の誘導、②災害リスクの高い区域からの居住の誘導、③市街地周辺の田園居住地への新たな居住の誘導。

基本方針の3としまして、地域交通ネットワークの強化・刷新・再構築として、①地域交通のり・デザイン、②多様な交通環境の充実、③広域連携軸の強化、これらの基本的な方針を踏まえ施策を展開していくことで、本町の課題を解決し、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

続きまして、項目番号5、都市機能誘導区域及び誘導施設でございます。

初めに、(1)都市機能誘導区域でございますが、国や町の考え方を踏まえ、交通拠点施設、医療や商業等の生活利便施設を中心とした新たな都市機能を役場周辺の中央地域に誘導することで、全町民の生活利便性の向上や各種サービスの効率的な提供を図ることを目的に、資料8-2、4-6ページを御覧ください。こちらのほうに都市機能誘導区域を設定しております。

次に、(2)誘導施設でございますが、本町の課題や国・県・町の考え方、住民アンケート調査等を踏まえ、誘導施設を設定しております。

続きまして、項目番号6、居住誘導区域でございます。国や町の考え方を踏まえ、人口減少の中にあっても人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティーが持続的に確保される区域として、資料8-2、5-10ページのとおり、居住誘導区域を設定しております。

なお、居住誘導区域外における居住の制限や区域内への移転を強制するものではなく、緩やかな居住誘導を目的としております。

続きまして、項目番号7、誘導施策の検討でございます。項目番号4で御説明いたしました立地の適正化に関する基本的な方針を踏まえ、都市機能に関する施策、居住誘導に関する施策、公共交通等に関する施策を設定しております。

続きまして、項目番号8、届出・勧告制度でございます。都市再生特別措置法に基づく届出が義務づけられ、居住誘導区域内における一定規模以上の開発行為や、都市機能誘導区域内外における誘導施設の整備等を行う場合は届出が必要となります。また、この届出に対して、立地を適正なものとするため、必要に応じて勧告や土地の取得についてのあっせんをすることができます。

続きまして、項目番号9、防災指針でございます。防災指針は頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導と併せて都市の自然災害に対する防災に関する機能の確保を図る指針として法律に位置づけられました。災害リスクの状況整理、災害リスクの分析・評価、防災上の課題の整理、防災まちづくりの取組方針の検討、具体的な取組の検討を行いました。

続きまして、項目番号10、目標指標・進行管理でございます。

初めに、(1)目標指標でございますが、誘導施策の進捗状況や、その妥当性等を精査・検討するために目標指標を定めました。また、目標指標を達成した際に期待される効果を評価する指標として、効果指標を定めました。

次に、(2)進行管理でございますが、計画のモニタリングや計画の見直しに関する意見聴取機関として、仮称でございますが、熊野町都市再生協議会を立ち上げる等、計画の実効性が高まる進行管理に努めてまいります。

資料の説明は以上となります。

また、熊野町立地適正化計画策定委員会を昨年度からこれまでに5回開催し、御意見を伺いながら協議・検討を進めてまいりました。また、11月8日に開催いたしました第5回策定委員会での意見を踏まえ、現在、素案の調整を進めているところでございま

す。

今後のスケジュールでございますが、12月上旬から1月上旬にかけてパブリックコメントを実施する予定としております。実施の方法につきましては、町のホームページへの掲載や、役場、各防災交流センター等での備えつけを予定しております。そこでいただきました御意見等も踏まえ、令和6年2月中に最終的に取りまとめを行い、2月の全員協議会において改めて報告させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。

水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） これは20年のスパンで考えるということで、なかなか大変な事業だと思うんですが、これ基本的には移住地域ですよ。これは東部、中央、西部というふうな考え方で移住を誘導するというふうに考えたらいいんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 渡部都市整備課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（渡部） 居住誘導区域は、一応全町的に居住誘導区域を設定しておりますので、そちらのほうに誘導していくという形になります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） この誘導区域ですか、この図面が出ておるんですが、東部のほうを見ますと、移住地域というのはもう少数というか、ちょっとずつになっていますよね。ここにスーパーなり、病院なりというの持ってこないといけないと思うんですが、ここに集めても。また中央のほうに出ていかないといけないという、そういうふうな考え方はあるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~


(「質疑なし」の声あり)

○議長(時光) それでは、質問がないようなので、このあたりでまとめさせていただきます。引き続き、熊野町立地適正化計画の策定に取り組んでいただくとともに、持続可能なまちづくりの推進に資する計画になるよう要望し、まとめたいと思いますが、いかがでしょう。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただきます。

以上で、執行部からの報告及び協議を終わります。

執行部の皆さん、誠にありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(休憩 15時15分)

(再開 15時16分)

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続いて、その他ですが、何かございますか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番(沖田) 前回の全員協議会の際に出た議員の長期欠席による報酬の分は、どのように今後進められるんですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) まだいろんな御意見が出ましたので、例えば大瀬戸議員から出た、うちならではのとか、そういうのをちょっと考えてますので、いましばらくお時間を下さい。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番(荒瀧) 関連してですが、結局議員の職責ですね、職業上の責任。これをちょっと具体的にちょっと例規したほうがいいんじゃないかなど。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 今の御意見について何かありますか。

それに関連してじゃないですけど、勉強会といいますか、ちょっと1月にやってみた

らどうかということで、昔、議長会の事務局長をしておられた。よく御存じですね。1月あたりちょっと講演をしてもらおうかという。まだ本人さんにはっきり日にちとかは話してないんですが、一般質問等を含めてですね。御存じの方もいらっしゃる立派な方なんで、という思いも持ってますので、また日程やそういうのはまだ決まってないですが、皆さんにちょっと御意見を聞いてと思うんですが、いかがでしょう。東京がちょっと議長会のほうが無理だったものですから。ということでお願いします。

ほかに何かありますか。

片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） ワードとエクセルの件について、前回全協でお話が出ましたね、ワードとエクセルの。結論が出てなかったはずですけど、入ったようになってるんですが、これは便利を入れてもらうのはいいんだけど、これに関して予算等は発生せんかったんですか。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（榎並） これはフリーソフトですので発生しておりません。皆さんに全部Gメールアドレスが登録されてますので、それによって今使えるようにはなっておりますので、使っていただければと思います。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） 改めてその説明をまた求めます。使い方がよく分かりません。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（榎並） 分からない場合は事務局のほうへお問い合わせください。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） すみません。この件に関してはやはり費用が発生するということで、無料で代替のものが無いかということで、局長のほうでこんなものがあるぞというんで、とりあえずこれを皆さんに使っていただければ、何とか必要最小限のものはできるんじゃないかということで、勝手に送るようなことになったんですが。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） やってみました。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） それでは、一応全員協議会のほうはここで閉会とします。

(閉会 15時19分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長